

令和元年第4回上里町議会定例会会議録第3号

令和元年9月9日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第36号）上里町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第37号）上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第38号）上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第39号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11（町長提出議案第40号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12（町長提出議案第41号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13（町長提出議案第42号）上里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14（町長提出議案第43号）上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15（町長提出議案第44号）上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16（町長提出議案第45号）会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第17（町長提出議案第46号）上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18（町長提出議案第47号）上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 日程第19（町長提出議案第48号）上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第20（町長提出議案第49号）令和元年度上里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第21（町長提出議案第50号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）について

日程第22（町長提出議案第51号）令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第23（町長提出議案第52号）令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第24（町長提出議案第53号）令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第25（町長提出議案第54号）令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副 町 長 江原 洋一君
教 育 長 下山 彰夫君	総 務 課 長 山田 隆君
総合政策課長 塚越 敬介君	税 務 課 長 須長 正実君
くらし安全課長 望月 誠君	町民福祉課長 亀田 真司君
子育て共生課長 間々田 由美君	健康保険課長 及川 慶一君
高齢者いきいき課長 飯塚 郁代君	まち整備課長 富田 吉慶君
産業振興課長 山下 容二君	上下水道課長 根岸 利夫君
学校教育課長 高橋 淳君	学校教育指導室長 勝山 寛美君
生涯学習課長 伊藤 覚君	

事務局職員出席者

事務局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開議

午前 9 時 2 分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第 7 町長提出議案第 36 号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第 7、町長提出議案第36号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第36号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年 3 月29日に公布されたことに伴い、上里町税条例等の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして概要でございますが、今回は施行日等の関係で、5条建てによる改正となっております。まず、第1条による改正の内容でございますが、固定資産税に関する改正でございます。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の規定であります。上位法の施行令である地方税法施行令附則第12条の改正で項数がふえたことにより、町税条例条文中の根拠法令に項ずれが生じたために改正を行うものでございます。

続いて、第2条による改正でございます。

個人町民税、軽自動車税の改正となっております。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

第36条の2は、町民税の申告について規定したものです。このたびの条例改正第3条による町税条例第24条の改正で、住民税非課税の対象者に単身児童扶養者が新たに追加されたことに伴い、第6項を新たに追加して町民税の申告書記載事項の簡素化を行い、申告書記載の内容が変更になるものでございます。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正についても同様の理由でございま

す。

第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料について規定したのですが、第36条の2で第6項を追加したことにより、項ずれが生じたために改正するものでございます。

制定附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定したのですが、3項を追加する改正で、第2項は環境性能割の賦課徴収に関し、軽自動車がどの環境基準に該当するのか県知事が判断をする際、国土交通大臣の認定等に基づくとしております。第3項は、環境性能割の額に不足額が生じた場合で、その原因が国土交通大臣の認定等を偽りの申請等により、不正に取得したことにあるときは、当該申請をした者またはその承継人を取得者とみなして、不足分を納付させるというものでございます。第4項は、その納付する額は、実際の不足額に10%を加算した額とするものでございます。

次に、この制定附則第15条の2を制定附則第15条の2の2と変更し、新たに制定附則第15条の2を追加いたします。新制定附則第15条の2の内容は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間、以下、特定期間と申し上げますが、この期間に取得したガソリン車、ハイブリット車で、2020年基準の排ガス規制に適合した軽自動車は、本来であれば環境性能割が1%のところを非課税とするものでございます。

制定附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定したのですが、さきの特定期間に取得した税率が2%の自家用の乗用の軽自動車については、税率を1%とするものでございます。

制定附則第16条は、軽自動車税の種別割の特例について規定したものです。3項を追加する改正で、排ガス基準適合の度合いに応じて、税率をそれぞれ75%軽減、50%軽減、25%軽減するグリーン化特例をそれぞれ2年間延長する内容でございます。

制定附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したのですが、第1項は、種別割の賦課徴収に関し、軽自動車がどの環境基準に該当するのか町長が判断をする際、国土交通大臣の認定等に基づくとしております。第2項は、種別割の額に不足が生じた場合で、その原因が国土交通大臣の認定等を偽りの申請等により不正に取得したことにあるときは、当該申請をした者またはその承継人を所有者とみなして、不足分を納付させるというものです。第3項は、その納付する税額は、実際の不足額に10%加算した額とするものでございます。

続いて、第3条による改正でございます。

個人町民税、軽自動車税の改正となっております。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲について規定したのですが、子どもの貧困に対応

するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けていて、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親を非課税の対象に追加するものでございます。

制定附則第16条は、先ほどの改正に第5項を追加して、電気自動車と天然ガス自動車のみ75%軽減するグリーン化特例を残し、これについては令和4年度、5年度と2年間延長するものでございます。

続いて、第4条による改正でございます。

平成29年上里町条例第18号における町税条例の一部を改正する条例を改正するもので、軽自動車税の改正となっております。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

第2条による改正のうち、制定附則第16条第1項を改正する規定中において、14年を経過した軽自動車に対して約20%増となる重課税の期間が平成31年度分となっていたものを、最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分に改正するものでございます。

続いて、第5条による改正でございます。

平成30年上里町条例第26号における町税条例の一部を改正する条例を改正するもので、個人町民税の改正となっております。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

第1条による改正のうち、第48条第1項を改正する規定中において、第48条に第13項から第17項までの5項を追加いたします。この第48条の条文は、法人の町民税の申告納付について規定したのですが、平成30年の条例改正で資本金1億円以上の大法人の町民税の申告については、令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであるeLTAXによる電子申告が義務化されました。今回の5項を追加する改正では、eLTAXが通信回線の故障や災害、その他の理由でeLTAXを使用することが困難な場合の提出方法を規定しております。具体的には電子申告が不可能な場合には、手続を経て紙書類の申告も認めるというものでございます。

次に、附則の内容でございますが、附則第1条は施行期日について規定したものであり、令和元年10月1日から施行となります。ただし、第1条の改正及び第4条の改正並びに第5条の改正は、施行日より前に改正する必要がありますので、公布の日から施行としております。第2条の改正のうち、町民税に関する第36条の2から第36条の4までの改正が、令和2年1月1日、第3条の改正のうち町民税に関する第24条の改正が令和3年1月1日、軽自動車税に関する制定附則第16条の改正が令和3年4月1日と、段階的に施行されます。

附則第2条から附則第3条は、町民税に関する経過措置について規定したもので、それぞれ規定する施行日以前のものについては従前の例によるとされるものです。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置について規定したものでございます。

附則第5条から附則第6条は、軽自動車税に関する措置について規定したものでございます。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず初めに、個人町民税のところでありますけれども、個人の町民税の非課税の範囲が広がるということで、今まで該当されていなかった単身の保護者、いわゆるシングルマザーの方々についても範囲が広がりますよということで、令和3年度分以降の個人町民税から、非課税措置の合計所得金額135万円以下である方が非課税の対象になるということでありまして、上里町では既にみなし適用をして、保育料などにはこれらが該当されていたかなというふうに思うところでありまして、この改正によって、どういう部分の措置が広がるのか。いくつ広がっていくのか。まだ根本的な寡婦との格差というのは残っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてお聞きしたいことと、また、実施年度までに、また変更があると思いますけれども、今、現在その対象者としては何人おられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、法人の町民税の申告が変わるということでありまして、上里町においては、1億を超える、資本金1億円以上の法人というのが95法人という、全協での説明でありましたが、既にもう電子申告が開始されていますので、今、現在、電子申告で行っている法人が何法人あるのか、わかったらお願いしたいと思います。

それと、軽自動車にかかわるところでありますけれども、今までは軽自動車、今までと変わってくるのは、ガソリン車とかハイブリット車というような形で、環境性能ともう一つありましたね。種別割のみが該当するということでありまして。そうすると、環境にいい車がこれから推進されていくのは当然のことだと思いますけれども、非常に限られた部分になってくるかなというふうに思うところです。これから先のことになりますので、何台該当するかというのは未知数ではあると思うんですけれども、限られた、ごく限られた対象、軽減されることはいい

ことだと思いますけれども、限られた対象になってくるのではないかなというふうに思うところでありまして、その辺はどのぐらいを見込んでいるのか、お願いしたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、杳澤議員の御質問に対しまして御説明をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、町民税の単身児童扶養者の関係でございます。こちらにつきましては、今回の改正は、非課税の対象者が広がるという内容でございます。先ほど杳澤議員が申上げた関係は、所得税の関係だと思うんですね。みなし課税をされているとか、そういったことは所得控除のほうの関係になるかと思います。所得控除の関係につきましては、今回の税制改正では、特に決定は何らされていないところでございます。こちらに関しましては、毎年、政府与党の税制改正大綱というのが出されまして、それに基づいて税制改正を行っているわけですが、これによりますと、平成32年度税制改正大綱において検討し、結論を得るというふうに明記をされてございます。毎年、厚生労働省などからは、法によらないで生まれた子を持つ未婚のひとり親を寡婦控除の対象に加えてほしいという要望が出されておりますけれども、こちらについては、1年先送りされた形となっております。

次に、2点目なんですけれども、法人町民税の現在のe L T A Xにおける申告法人数ということでございますけれども、こちらについてはちょっと今手持ちのデータはございませんので、議会終了までにお示しできればというふうに考えております。

それから、3点目の軽自動車の関係でございますけれども、こちらにつきましては、消費税の税率引き上げに伴いまして、需要の反動減等、駆け込み需要や反動減を抑制するというところで改正されている内容でございます。

確かに、環境のいい車が減額されるというのはいい制度なので、これが令和4年度からはなくなるということでございますけれども、こちらにつきましては、減額するということは町の税収が減るということでありまして、そちらも減額分を補填するという意味がございまして、この軽減制度がなくなるというようなところもございます。全協でも説明しましたように、こちらの軽自動車の減税につきましては、普通自動車の恒久減税とあわせた税制改正となっております。非常に複雑になってきております。軽自動車のことだけを考えますと、非常に不利なような内容になっておるんですけれども、普通自動車に乗っておられる方につきましては、非常に税率の引き下げというのが恩恵になっておりまして、我々消費者としては、どちらを選択するかということは非常に悩ましいなというところがございます。当然、税務課とすれば軽

自動車税が減るということですので、ちょっといかなものかというふうに思っておりますけれども、税源を補填するための関係で、軽減制度が一部対象者に限られ、ほかの自動車につきましては、50%軽減、25%軽減がなくなるということでございますけれども、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 軽自動車のところでお願いしたいんですけれども、軽自動車税については、この間何年も改正が行われてきたわけなんですけれども、改正されることによって、軽減措置が図られてきた部分について、普通自動車から軽自動車に乗りかえるという、そういう傾向が強まってきたというふうに思います。消費税の増税に伴っての軽減措置ということでありますけれども、働く者たちにとって、今、給与がなかなか伸びていかない、物価が上がるという中で、今まで対象となっていた軽自動車について、一定の枠がはまって環境性能割と種別割に限られていくことによって、多くの利用者というんでしょうか、軽自動車利用者はその軽減から外れてしまう可能性があると思うんですけれども、その辺について、町側とすれば、軽減をしたとしても、国から措置されるからプラマイゼロですよというふうにいえると思いますけれども、住民の暮らしサイドから見ると、その辺はかなり厳しい状態になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、沓澤議員の御質問に対しまして御説明を申し上げます。

先ほど、登録台数が何台あるかということでお聞きされたことも、ちょっとお答えしていなかったのですが、あわせてお答えしたいと思います。種別割の軽自動車税が今度は種別割と環境性能割というふうに名称が変わります。今まで車両保有にかかっていた軽自動車税が種別割ということになるわけです。あとは販売店から購入する際に、販売金額に応じて支払う取得税が、環境性能割ということにかわるわけでございますけれども、こちらの種別割のグリーン化特例の対象となる台数というのは、昨年度の、今年度課税した登録台数のデータですけれども、三輪、四輪自動車1万1,052台中390台、率にして35.3%という率でございました。確かに軽自動車といいますと、家計が厳しいお宅にとっては狙い目ということで非常に安くて、税率も安くて、お得になっていたわけなんですけれども、昨今の軽自動車を見ますと非常に安全性能が高くて、一部車種につきましては、非常に割高になってきているということがございます。ややもすると普通自動車のほうの何も装備がないものを買ったほうが、お安くなったりもしておりますの

で、高い軽自動車を買うよりも、普通自動車のほうを安いので買いたいという消費者の方もおられるかと思います。そういった方に対しましては、普通自動車税が3万円前後あったものが5,000円近く下がっておりますので、非常に垣根が低くなっておりまして、選択肢の幅が広がっているということもございますので、消費者の側からすると、私個人的な見解になりますけれども、どちらを選ぶかということで、必ずしも軽自動車ということではなくなっているのかなというふうに考えております。

こんなことで回答になっているでしょうか。以上で説明を終わります。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 法人町民税のところをちょっと1点、2点になるかな、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、先ほど沓澤議員が質問した件で、資本金が1億円以上というのが95法人あるということなんですけれども、これは全ての95法人が、e L T A Xの環境が整っているのかどうかということが1点と、これ、環境整えるには、大方、法人ですからインターネットの環境というのは整っていると思うんですけれども、それに組み込むソフトの費用、こういうものは各法人が負担するのか、それとも公的に補助してくれるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実隆君） 齊藤崇議員の質問に対して御説明申し上げます。

95法人のうちe L T A Xの環境が整っている会社は幾つあるかという御質問でございますけれども、その辺のデータにつきましては、私のほうでは持ち合わせてございません。一応、法律が改正されまして、来年の4月1日から事業年度が始まる会社は、全てe L T A Xで申告しなさいというふうに法律では決まっておりますので、会社の義務としまして、費用をかけても整備していくのかなというふうに考えております。

e L T A Xのソフトにつきましては、こちらは正式な名称でないんですけれども電子協会のほうから提供されておりますので、それを組み込めば対応できるかというふうに考えております。

公的な費用負担は特に国とか市町村とか県とか、公共団体のほうからは用意したものはございません。会社のほうで全てしていただくということでございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第37号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第37号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第37号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況を鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例と町における合議制の機関の設置について、所要の改正を行うものです。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第15条は償還等について規定しておりますが、法律の改正により引用条項にずれが生じたことに伴う改正を行うものでございます。

災害援護資金の貸し付けを受けた者が、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払い

を猶予することができることを定めております。災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡または重度障害を受けたために、償還することができなくなったと認められたときに加え、新たに、破産手続開始の決定等を受けたときは、償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるとしております。

また、町は償還の支払いを猶予し、または免除するか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入または資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力に応じた適切な対応を可能とするものです。

第16条は設置関係、第17条は補則についての規定ですが、町は災害弔慰金等を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否か等を判断するための支給審査委員会を設置する規定を加えるとともに、あわせて文言の整理を行うものです。

附則につきましては、第1項で施行期日を公布の日とし、第2項は本条例の一部改正に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する規定でございまして、災害弔慰金等支給審査委員会委員の日額報酬を別表に定める内容となっております。

以上で、上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 審査会というのをつくるということで書いてあるんですけども、この中で医師とか弁護士、そういうように書いてありまして、その他町長が必要とする人ということなんですけれども、どのぐらいの規模でこの審査会をやるかと。これは非常に重要だと思うんですよ。今後、災害が全くないなんていうことじゃなくて、そういうときの考えた場合、大雪のときは非常に被害を受けた民家が多かったわけですね。そういうことを考えてみた場合に、今、この医師と弁護士、その他と言っているんですけども、その他がどこら辺なのか、審査会というのはどのぐらいの規模でやるのか、お聞きします。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

審査会の規模につきましては、おおむね4名から7名を想定しておるところでございます。
これは阪神淡路大震災後の審査委員会の設置を参考にさせていただきまして、4名から7名というふうな形になっております。

また、弁護士、医師、その他、こういった職種のものがあるかというふうな御質問につきましては、町の職員であったり、また見識のある医療ソーシャルワーカー等を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第37号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第38号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第9、町長提出議案第38号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第38号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、令和2年4月1日に新公立保育園が開園することに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

令和２年４月１日の新公立保育園開園に伴い、長幡保育園、中央保育園を廃止し、新たに設置する保育所の名称、入所定員、位置を規定し、あわせて開所時間を変更するものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第２条では表を削除し、新たに保育所の名称に上里町立空の杜保育園、入所定員に70人、位置に上里町大字七本木5592番地と表を追加するものでございます。

第６条では保護者のニーズに対応するため、開所時間を午前７時45分から午後６時45分までを、午前７時30分から午後６時30分までに改めるものでございます。

附則では、施行期日を令和２年４月１日とするものでございます。

以上で、上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番 沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君） １点質問させていただきます。

全協でも、７時半以降に保育を希望されている方は非常に少なく、今現在、中央保育園で３名１家庭のお子さんたち、それと長幡でも１名ということでありまして、保護者の要望にこたえて朝が15分早まることは非常に助かることなんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、終わりの時間が15分早まることで、そのことに対しては延長保育を実施しますよということでありまして、延長保育の実施ということは、どのような形でうたわれているのか、それを延長保育時間は全協での説明ですと７時まで実施しますよということでありましたが、今現在も７時まで延長保育が実施されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

現在、６時45分までの状況ということで、延長保育の実施はいかがかということでございますが、町立保育園２園につきまして、延長保育は現在は実施してございません。短時間での預かりのお子さんに関しましては、状況によって標準時間内で預かることはしております。

が、それについても延長としての対応にはなってございません。

延長保育の規定でございますが、延長保育を実施する場合には、令和2年4月1日からということ想定しておりますので、ここから延長保育に関する実施要綱等を規定し、延長保育について定めていく予定となっております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 保育所の名称について全協でちょっと説明があったんですけども、今、考えられているのは空の杜保育園というふうになっているんですが、選定の理由というか、選定に携わった方々が保育士さんが主体で、それで、これに決定というか保育士の総意を町長に諮問して、こういった形になっているという経緯を説明がありました。しかし、空は西崎キクとのかかわりというふうに全協で言っていたような気がするんですが、次の杜という字が、どうもぴんときないというか、ふさわしくないというか、杜というのを辞書で引くと、基本的には木がいっぱいなんですよ。なんで、じゃ、イメージしたときに、完成したときのイメージが、そのようなイメージに合うのかどうか。それと、これを町長のほうに諮問してここまで来ているということで、もう少し、例えばコミュニティーバスもラッピングなんかはもっと範囲を広げて、町民サイドもオープンにして公募して、ああいったラッピングになったような気がするんですけども、どうしてこういうこじんまりしたところで案が出て、それをこういうふうな形に持って来たのか。やはり、もう少しまだ時間があるわけですから、もう少し検討したほうがいいかなという、私は個人的には思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の名称、公立保育園の名称で空の杜という名称が、ちょっとなじまない。いろいろこれを長幡、中央の保母さんを含めて、最初は青空保育園とか、一般的な名称も挙がっていました。青空というのは、あおぞらパークがあるし、ちょっとこう今回、新しくするについては、名称としてどうかなというのもありましたし、群馬県のほうにも2カ所ぐらい、同じような青空保育園がありました。先ほど議員がおっしゃっていましたように、西崎キクという、空に向けてというところであります。そういう意味で、空の杜という、杜というところがまだイメージ的に、緑を大事にしようというところの趣旨と私は理解しているんですが、大きな森という意味じゃなくて、緑を大切に自然環境で子どもたちに育ってもらいたい、そういった意味もありますので、まだ時間があるから検討しろということでございま

すので、ちょっと私のほうとしてはこれでいきたいと思っていますので、御理解いただければ
と思っております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 全協のときも私、こういう名称についての説明という看板を理由に話をしたと思うんですよ。なぜかという今、齊藤議員が申し上げたように、ぴんどこないというようなものもあります。だけど、ほかのところの公園とか、例えば四丁目だとかに田通公園がありますよね。あれは名称に説明が書いてあるんですよ。やはり、そういう意味では杜といえば、そういうイメージが、あそこだとずれてくるというんであるけれども、将来、上里町の中央の保育園ということを考えれば、町の象徴、保育園の象徴みたいになるので、ちゃんとそういうことを町民とか保護者の方に、こういうことで名前をつけましたというふうに書けばいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。杜というのがぴんどこないというのは、そういうだけでも説明をちゃんと看板でもつくれば、町の象徴だなというふうに思ったんで質問しました。

ちょっとお答え願います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員からの御質問いただきまして、全協では、最初は空の杜というのがふりがなを振ってなかったのが、森というのが、やっぱり一般的になじみ深いというのは、ちょっとあるかなと私もちょっと最初に保育園から幾つか提案された中で、ちょっと感じましたんですけれども、子どもたちに緑の自然環境、そういったところも保母さんがいろいろ知恵を出していただいたということで採用になりました。これは子どもたちを日ごろから、見守る保母さん、それから関係者、皆さんがそういった創意工夫で出した、知恵を絞った名称だと思っております。高橋議員がおっしゃりますように、その名前の由来、名称の由来については事務局のほうでちょっと検討させていただいて、そういった説明をつけ加えるなり、やっていきたいと思っていますので、御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚です。

今から、空の杜の杜という字なんですけれども、どうもぴんどこないのはこの漢字なんじゃ

ないかなと私は感じるんですけども。この杜では、杜ともう一つの三本木の森ですかね。その森の意味合いの意見が出なかったんでしょうか、お聞きします。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 飯塚議員の御質問に御説明させていただきます。

杜という意味が、緑の豊かなところで子どもたちを育てるという観点もあるんですけども、緑豊かな森を支えていくという意味の、木が3つの森というのもあるんですけども、周りで全体を、子どもたちを支えていこうという意味合いをこの杜の言葉の中に含めたので、杜、最初、もりといったときには平仮名のもりだったんですけども、もりというのはそこに意味合いを持たせるために漢字を使いまして、木3つの森というのは、その中では候補としては挙がらなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今、子育て共生課の課長の若干補足なんですが、今回、新保育園は木造です。木造の平家で、木のぬくもりを子どもたちに感じてもらおうということの趣旨で、当初のコンクリートというか、2階建ての設計を見直しまして、木造の、また、県産を使いたいというところもちょっとあった、特定の自治体の県産材でなくて、一応、埼玉県内の木造ということで、木造の平家建てで子どもたちがそういう自然等を含めて、木の香りを感じながら育てていきたい、そういったこともあって、この名前だけが全てを象徴しているかというところで、少し大きな杜と、もりの中でも、少し名称としてはユニークな名称にしたいというのもちょっとあったのかなと思っております。以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ただいまの同僚議員の質疑を聞いていたことと、過日行われた全員協議会の中での私との質問に対する課長の説明の中で、いろいろちょっと聞いていたら、んと、首をかしげるところがあったので、確認だけしておきますが、両園の保育士さんから名称を募集を、提案をしていただいて、それを担当課が協議をして、町長に上げて、その作業を何回か繰り返したということですが、最初から空の杜保育園という候補が挙がっていたんですか。最初から挙がっていたけれども、空の杜の杜が平仮名だったという認識でいいんですか。それをどこかの選考過程、協議過程の中で、この漢字に変えたということよろしいんでしょうか。

この杜という字は、よく明治神宮の杜だとか、この辺でいえば本庄早稲田の杜という地名にも使われていますし、私は全くその字自体が読めないとか、そういうことは全くないし、イメージ的には過日の全員協議会の後いろいろ考えた結果、そんなにおかしくはないなと思ったんですが、選考過程に私は過日の全員協議会でも疑問を感じていたんです。同僚議員も公募とかを考えられなかったのかというような趣旨の質問もありましたけれども、ちょっと選考過程でここに落ちついた過程が私には理解ができないというか、しづらいんですね。先ほどありましたけれども、最初は平仮名だったと。その前には、もっと言えば青空とか、そういう意見が多かったということを考えますと、どうもやりとりを聞いていると不自然のように感じるんですが、その辺をはっきりさせていただいたほうがいいのかなと思ひまして、あえて質問させていただきますけれども御説明お願いいたします。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 納谷議員の御質問に御説明をさせていただきます。

最初の段階におきましては、先ほど町長もおっしゃいましたように、あおぞらパークがあるように青空とか、どんぐりの丘公園が隣にあるのでどんぐりとかというところで、平仮名でいろんな候補が挙がってきたところです。その中に上里という、すごくシンプルな保育園名もありました。ただ、長幡とか中央、よその自治体を見ましても、その地域をあらわす保育園がよく自治体の公立保育園にはあるので、その地域の部分ということでも考えたところなんです、長幡で中央がなくなって七本木というのも、どうなのかという意見が出て、いろんな観点の中で、上里は上里幼稚園が既にございますし、その前に町立とか、幼稚園という違いがあらわれても、ちょっと似通ってしまうのでというところで、一旦はそれを、また下げて再度考えましょうというところで、ただ一点、再考するに当たりましては、空という、先ほどの西崎キクの話に関しましては、町長のほうでも町として西崎キクさんについてをあわせて皆さんに知っていただきたいという思いと、空ということに対する思いが強いという部分もこの選考の中でお話をされていまして、その青空に続くところの意味で、空というところを引き続きの検討の中に、言葉としては、また継続する形になりました。杜というのが出てきたのは、先ほど議員のお話にもございましたように、杜という、みんなでこう支え合っている感じの部分ですね、あと、保育園の園舎がコの字型になっていて、真ん中で子どもたちを育み、育てるという状況もありますので、子どもたちを守り育てるという意味で、杜という名称がついてきました。平仮名だったところなんですけれども、空というところを漢字にするので、漢字にしてもどうなのかというところで最終的にこの形に落ちつき、本日御提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 選考の過程がだんだんわかってきました。この話をできれば全協のときにしていただきたかったなと思うんですけども、名称ですから、設置者の強い思いとかで私はある程度いいのかなと思うんですが、今のお話を聞いていると、確認ですと、保育士さんを中心に名前を募ったけれども、出てきたものがちょっと意図しているところと違ったので、ちょっと悪い方ですが、だめ出しをして差し戻して、ある程度誘導をした結果、こういう名称に落ちついたというふうに感じたのは私だけではないと思うんですけども。ちょっとそれだと解釈違っちゃいますか。今の説明、多くの人がそのように聞いたと思うんですけども。何回か全協の中で、やりとりをしたというところで、ちょっと私は違和感をずっと感じていたんですよ。本来であれば、それだけ両園の保育士さんに意見を求めて、数々の候補が出たんなら、その中ですばっと決めちゃっても、決めるのが一番ふさわしいのかなと思いますし、でなければ、齊藤議員がおっしゃられたような、ある意味、公募みたいなものもいいですし、でなければ最初からもう、これでいきたいよと言っちゃえばスムーズだったのに、何となく、ある程度の候補といいますか、腹案がある中で、とはいえ新しくつくるものだからということで、保育士さんに聞いた、だけど、ちょっとずれたものが出てきたから、差し戻しというのを、もともと考えていたような名称に近いものを持ってきたというふうに感じるんですね。名前のことですから、私はその後の運営だと、子どもたちや保護者に親しまれる利用がってのいい保育園になってくれればいいんですが、やっぱり説明はしっかり果たしていただきたいなと思いますので、私の認識が間違っているのか、もう1回説明いただければと思うんですね。その上で納得して、やはり賛成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） ちょっと高橋勝利議員待ってください。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今、納谷議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど言いましたように、最初は一般的な、先ほど子育て共生課長が言った、どんぐり公園があるからどんぐりとか、そういう一般的な公園名称が挙がってきました。それだと、ちょっと、町を代表する公立保育園を新しくつくるというコンセプトからすれば、やっぱりもっと踏み込んだ提案ができないかなということで、差し戻しだというわけでもないですけども、余りにも一般的な、ほかの群馬県にもあるような、同じような保育所名が挙がってきたので、もう少し考えてみようよということで、差し戻したといいますか、もう少し深掘りしようよという意味でお願いしたわけです。その中で、こういったものが幾つか出て、保母さん、両保育

園の皆さんが、総意、知恵を出した結果だと私は理解しています。保育園に対する働く、または、その子どもたちの面倒を見る関係者の思いが込められた名称だと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 余りこだわりたいんですけれども、私はこの発想というのは全協のときにも言ったんですけれども、そういう発想が出たということは評価しているんですよ。それで、皆さんもこの中にいると思うんですけれども、ある大学の校歌に都の西北ということで、後に杜という言葉が出てくる、この杜ですよ。木が3つの森林というのは、もう森って本当になっちゃうわけ、上里はそういうところはないわけですよ。小学生の子どもたちが言っているのは、緑があって自然の町というようなことも作文で書いているんですよ。ですから私は、これを尊重して中央の保育園ですから、やっぱりいろいろ幾つか保育園とか幼稚園があるけれども、やっぱり将来にわたって残すものだから、こういう名前で象徴的な、空の杜上里保育園ということで、私は賛成したいと思うんですよ。賛成というのは失礼だけれども。ごめんなさい。賛成というよりそういう意見です。

○議長（新井 實君） 質問ですので。討論じゃないんです。

立って、すみません。高橋議員、もう一度。立って。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） そういうことですからどうですかということで、御了解お願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員から、今、杜の使い方がちょっと一般的でないって話を、私もそういう意味ではあれですけれども、やっぱりそれなりの価値感というか、杜をこの当て字を使ったには、やっぱり作詞家じゃないですけれども、そういった思いが込められているのかなと思っております。そういう自然、上里町の緑を大切する、そういったところで私は最終的に決断させていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） しつこいようなんですけれども。園児が健やかに育つ、成長するということは保護者はもとより、町民全員、我々議員、それから職員一同、全てがそういう気持ちを持っていると思うんですよ。だったら、もう少し園児が健やかに真っすぐ育つような考え方です

かね、そういったことをベースに何か命名するほうがいいかななんて、今、思ったんですけれども。あまり西崎キクにこだわるというのは、例えばあそこの公園も街区公園もおおぞらパークはそういう理由を聞いた経緯がありますけれども、やはりそれはそれでいいと思います。しかし、やはり先ほど言ったように、子どもたちが健やかに成長することを皆さんが希望しているということはあるのであれば、それをベースに、もしそういう名案が出ないんだったら、専門家にちょっと相談して、こういう意図で園名を決定したいんですけれども協力していただけますか、これは有料になるかもしれないですけれども、そういったことも一つの案として、先ほど言ったように、そんなにまだ、来年の4月1日ですから、時間はいっぱいあるんで、もう一度、再考をお願いしたいなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員から、この名称について再考ということであります。空も、私は西崎キクさんというのが、今年NASAの宇宙飛行士が来ました。空に向かって夢を広げようということ、それから杜というこの字も、植物は、まず木は真っすぐ育っていきます、その環境さえよければ。そういった木が育っていく、またこの保育園も木造で木の香りがする、そういった意味で、空の杜というのは、今回、長幡保育園、それから中央保育園が廃止という形になります。長年、プレハブの中で、決して保育については、いい環境ではなかったと思います。私は先ほど、子育て課長が言いましたように、庭園を囲むように、平家で自然と戯れるような環境にしたいと、そういう思いを込めたんでありまして、それをまた専門家に考えさせるというのはちょっと、保育園なり、今度、長幡保育園、中央保育園で廃止になる保母さんの気持ちを考えると、それは難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 今までの議論を聞いていますと、いろいろ出てきたわけでありすけれども、上里町偉人の西崎キクさんから空を考えて、それからまた木のぬくもりと、何て言うんでしょうか、緑豊かな中で保育をしたい、それから、みんなで支え合って保育を考えて行いたいという、そういう中から空の杜保育園の名称となったというような、そんなふうな答弁がありました。こういうことであれば、保護者の方とか、町民の方、その人たちに理解していただけますように、名称の由来を書いて、看板を設置して、理解していただければよろしいんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の質問で、空の杜というものを保護者、関係者にわかるように懇切丁寧に説明してほしいということでございます。まさに私もそう思っております。是非この空の杜を育てていく、そういった私としても責任がある管理人ですので、関係者、これから新しい入園募集するわけですが、そういったところで、空の杜の由来、そういったものを懇切丁寧に説明するなり、保護者会で説明するなりしていきたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立を明確にお立ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに概要でございますが、大きく2つ挙げられます。

まず、地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定され、特定地域型保育事業者等における連携施設の確保要件及び卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務が緩和されたこと等による改正でございます。もう一つは、全ての子どもが健やかに成長するように支援し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、10月1日より開始する幼児教育・保育の無償化による改正でございます。

幼児教育・保育の無償化による改正では、子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、子どものための教育・保育給付にかかわるものとの区分をするため、支給認定等の用語が教育・保育給付認定等に改められ、また食事の提供に要する費用の取り扱いの変更が主な改正となっております。

また、今回の一部改正とあわせまして、基準省令との整合を図るため、必要な条文の箇所を改めるものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

まず、本条例におきまして幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、従来の子どものための教育・保育給付にかかわるものとの区分をするため、支給認定、支給認定保護者、支給認定子ども、支給認定の有効期間の用語がそれぞれ、教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子ども、教育・保育給付認定の有効期間に置きかえられるものです。ただし、第3章の地域特定型保育事業の運営に係る基準においては、利用者が原則ゼロ歳から2歳の子どもとなっているため、同章中、支給認定子どもは満3歳未満保育認定子どもに置きかえられます。

次に、定義について定めている第2条でございますが、改正後に新たに用いられる語句の定義として、第12号に満3歳以上教育・保育給付認定子ども、第13号に特定満3歳以上保育認定子ども、第14号に満3歳未満保育認定子どもを追加するものでございます。また、利用者負担額等の受領についての規定である第13条第4項第3号において用いられる市町村民税所得割合算額を第15号に、負担額算定基準子どもを第16号に追加し、第19号は子ども・子育て支援法の

改正により引用条文を改めるものでございます。

一般原則について定めた第3条では、子ども・子育て支援法の基本理念が改められたことにより、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容を追加するものでございます。

利用者負担額の受領について定めた第13条では、第1項において、無償化に伴い利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもの保護者に限定し、あわせて第1項、第2項において特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえは全て第35条、第36条において定めることに伴う改正となっております。また、同条第4項は、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更による改正で、保護者が支払う食事の提供に要する費用から除くものを第3号に追加しております。アとして、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの属する世帯が年収360万円未満に該当する場合の副食の提供に要する費用、イとして、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち当該世帯において第3子以降の子どものに該当する場合の副食の提供に要する費用、ウとして、満3歳未満保育認定こどもに対する食事の提供に要する費用を、保護者から受ける支払いから除くものとするものでございます。

第14条第1項では、特例施設型給付費に関する基準が改正されたため、文言を削除し引用条文を追加いたしました。

第35条第3項及び第36条第3項の後段については、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められていた特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえをまとめ、第13条第4項の改正に伴う読みかえ規定を整理、追加するための改正となっております。

また、第42条につきましては、特定地域型保育事業者等における連携施設の確保要件が緩和されたことによる改正でございます。第1項の次に、新たな第2項及び第3項を追加し、第2項は、町長が特定地域型保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること及び代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることの2つの要件を満たすと認める場合には、代替保育の提供をしないこととすることができるものとするものでございます。第3項は、代替保育の提供をしないこととする場合、特定地域型保育事業者等が特定地域型保育事業を行う場所、事業所、または事業所以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型、B型）または事業所内保育事業を行う者を、特定地域型保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者をそれぞれ確保しなければならないとするものでございます。

第4項は、特定地域型保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。第5項は、不要とした場合においても、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認める者を、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設を行うものとして適切に確保しなければならないこととするものでございます。

第8項は、満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、規模や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であるなど、町長が適当と認めるものについては連携施設の確保を不要とするものでございます。

また、改正前の第2項を第6項に、第3項を第7項に、第4項を第9項にそれぞれ改めるものでございます。

地域特定型保育事業の運営に係る利用者負担額の受領について定めた第43条第1項及び第2項は、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえは全て第51条、第52条において定めることに伴う改正となっております。

第50条は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用することを定めた規定であり、今般の準用する規定の改正にあわせて読みかえ規定の整理をしたものでございます。

第51条第3項及び第52条第3項は、第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを定めることとするとともに、明文の読みかえ規定を整備するための改正となっております。

次に附則でございますが、特定保育所に関する特例について定めた第2条については、第13条の改正に伴い、同条の読みかえ規定を整理し、第3条は1号認定子どもの利用者負担額の無償化に伴い、削除するものでございます。

特定地域型保育事業者の連携施設に関する経過措置を定めた第5条においては、現在、連携施設の確保ができていない事業所が約半数ほどある状況を踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長の10年とし、満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、第42条第8項にて確保義務が免除されていることから、本経過措置の対象から除くものとする改正を行います。

最後に改正附則でございますが、施行期日について規定しておりまして、公布の日より施行するものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点が質問させていただきたいと思います。

まず、この条例改正は、幼保無償化の、いわゆる消費税増税に伴って保護者の利用負担を軽減しようというところが中心になっていると思うわけでありますけれども、おおむね問題になっていた、保育料というのはそもそも所得に応じて、階層別になっておりますので、低い階層の方たちはもともと保育料が非常に安く設定されているわけでありますが、それが給食費を実費支払うことによって、逆に負担がふえるということが懸念されていたわけですが、それについては、第3号で食事の提供に要する費用の軽減が図られることになったわけでありますが、そもそも国の保育料のあり方と上里町が独自に使っている保育料が違うわけでありまして、これでいきますと上里町の階層別でいきますと、どの階層までが、この軽減の対象となり、負担はどのように、階層によって変化してくると思うんですね。国の保育料は、まさに1号認定、2号認定、3号認定ではっきりとしていますけれども、上里町の場合は3歳未満児と3歳児と4歳児以上というふうな形で、保育料も3段階というんでしょうか、3つに分かれている中で、段階別の保育料になっています。そうしますと、国でいきますと、例えば2号認定で最高額は10万1,000円ですね、月額。ですけれども、上里町の子どもたちでいきますと3歳児であれば3万2,400円、4歳児以上であれば2万7,400円ということになっていますね。そうすると、もともと町が持ち出して、保護者の負担軽減を図ってきたわけでありますので、給食が実費負担になった場合に、どの階層はどれだけの負担、上里の保育料に合わせてですよ。その対象人数はどのように変動するのかということを、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、第1号認定子どもについては、小学校3年生までの間のお子さんが1家庭で3人以上いた場合、3人目からは軽減の対象になりますよということでありますけれども、そうしますと、3号認定子どもは、もともと保育料の中に主食と副食費が入っていますので、3号認定の食事の提供に要する費用は免除するということでありますと、3号認定子どもについては、所得が360万円以下であった場合には無料ということによいのかどうか。お聞きしたいと思います。

それと、特定教育・保育施設との連携につきましては、上里町には現在ないということで、余り問題にしなくてもいいかなと思う面もありますけれども、いわゆる、このことが進んで条例として書かれていく以上は、今後としたときに、こういう施設が参入してくる可能性という

ことも考えておかなければいけないと思うんですけれども、今回のかかる費用について、今年度はいわゆる私立も公立も全額国が持ちますよということになりますけれども、次年度からは、私立については国は2分の1持ちますけれども、残りの2分の1は、県と町が半分ずつ負担するんですよというふうになりましたし、公立については全額、町の負担ということになります。そうしますと、町の財政が圧迫されることによって、上里町はもう既に公立を1園に抑えてしまったわけでありまして、今後としても、保護者のニーズとしては、安心安全な、行政が環境を整えて、目配りした、そういう施設を望んでいるにもかかわらず、なかなかそういう整備が図られずに、特定教育・保育施設が、その荷を負っていくという傾向になっていくことが心配されるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長より、先ほどの議案説明の中で誤りがあり、訂正したいとの申し出がありましたので許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長からお許しをいただきましたので、議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、提案説明の中において、改正附則の施行期日を、公布の日と申し上げましたが、正しくは、令和元年10月1日の誤りでした。

また、私が先ほどの保育事業の中で、保母と申し上げましたが、保育士の誤りですので、謹んで訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 先ほどの、議案第36号の審議におきまして、杳澤議員の質問に対する説明の中で、私の不適切な発言がございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

軽自動車税のグリーン特例の税率軽減に対する、杳澤議員さんからの消費者の立場からどう考えるかという質問に対する回答の中で、個人的な見解ですがということで、全く根拠のない私見を述べてしまいましたので、その件について訂正をさせていただきたいと存じます。

普通自動車の税率も車体価格も下がっており、消費者がどちらを選択するかわからないというふうに申し上げましたが、今回の改正は、もともと30年度に取得したものを31年度に……

〔「訂正で終わり」の声あり〕

○税務課長（須長正実君） その辺を訂正させていただきたいと存じます。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

それでは、質疑を続行いたします。

12番杳澤幸子議員の質問に対する答弁を求めます。

子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 杳澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず1点目、町の利用者負担額表における対象となる範囲と人数ということなんですけれども、まず、360万円未満の世帯ということで言いますと、住民税所得割が7万7,100円以下の世帯を指してございます。1号認定ですが、8階層のうちの5階層以上、1から5階層までが対象となります。

また、保育所等の利用者負担額表で言いますと、全体21階層ございますが、1から9階層の半ば、半分程度までが対象となっております。

令和元年7月1日現在の入所児童数750人で推計したところですが、国基準によります保育料無償、もしくは町単独多子による保育料無償の児童が208人ございます。208人のうち3歳以上児125人、ゼロから2歳児が83人となってございます。これが、10月1日より無償化になることにより、3歳以上児は458人が対象となります。そのうち、副食費が無償となるものにつきましては、国基準第3子360万円未満の低所得階層の世帯、町多子が副食費の無償の対象と

なります。その人数につきまして125人を予定しています。残り333人でございますが、こちらについては国が示す公定価額における副食費4,500円相当を負担していただく予定でございます。

また、国基準第3子における3号認定子どもについての保育料はどのようになるかということでございますが、3号認定子どもというのは、ゼロから2歳のお子さんになります。3号認定子どもについての無償化対象は非課税世帯のみとなります。

先ほど言いました、現在、ゼロから2で83人の無償となっているものは、国基準におけるものと町多子におけるものですので、この方たちは継続無償となります。それを除いて非課税で無償となるものについては、現状値2名ということで推計してございます。

先ほど、階層のところでお話し申し上げましたが、1号認定子どもでは、5階層が町基準だと1万円の保育料となっています。

また、保育所等利用者負担のほうにつきましては、11階層3歳未満児2万8,700円です。4歳以上になりまして1万9,900円。こちらの金額が360万円未満世帯としては最高額になります。4,500円の副食費が発生するであろうということで、保育料が無償になっても4,500円を負担することになってしまうのではないかとという杳澤議員のお話ですが、3歳以上児ですと2万1,400円、2万1,000円、1万9,600円、1万9,200円が保育料でございますので、副食費が発生する4,500円はその内数となりますので、保育料を上回る副食費を納めていただく方は発生しないというふうに、現在考えております。

それから、地域型の連携につきまして、町が今後参入の可能性についてどう考えるかという御質問かと思います。地域型につきましては、ゼロから2歳のお子さんを預かる小規模な保育事業所になります。実際、現状値としまして、ゼロから2歳につきまして、待機児童が発生している状況は毎年ございます。10月1日時点になりますと、大体15人から20人の待機が発生している状況がございますので、参入いただけるということがあれば、地域型につきましては、町としても是非参入をし、待機の発生しない保育環境を整えたいとは考えているところでございます。

これにつきましては、現在策定中の来時期の子ども・子育て支援事業計画の中における確保方策において、もう一度検証を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、無償化に伴いまして、地方が負担すべき無償化相当分についてを、今年度は国が全て持つということで、県の負担分、町の負担分は、交付金ということで国が補助するということが10月1日から始まることになっております。この後、9月補正におきまして、国が交付する臨時交付金について予算計上させていただくところとはなっておりますが、その金額が約1,500万円程度を予定してございます。

現在、無償化によりまして町が負担しなくなる金額というのを推計しておりますが、その金額が約1,700万円程度になるというふうに見込んでおります。ですので、この金額を交付金と相当額になるかなというふうに思いますので、今後の町が負担する分がどのくらい膨らんでいくのかは、子どもの利用状況によって変わってくると思いますが、交付金がなくなって、町に財政負担が多くなるというふうには、現段階では考えていない状況です。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

何か数字がちょっと追いつかない部分もあるんですけども、上里町の保育基準表に照らし合わせますと、1から9階層までが副食費が無料となる、9階層の半ばということと言われたかと思います。そうしますと、最高が1万7,700円、3歳であります。また、4歳以上でありますと、1万7,400円の方たちについては、副食が無償になりますので、主食分だけということで、階層が低いほど軽減分は少なくなるわけですけども、負担の軽減が図れるということになるかと思います。

住民税非課税世帯においてもそうですね、500円ぐらいの負担軽減になるのかなという考えでいいのかなどうか。1,500円という保育料から主食費だけが残ると1,000円ということになりますので、今現在より500円負担が軽くなる、月当たり。という考えでいいのかなどうか。

それと、第3号認定子どもについてなんですけれども、第3号認定子どもの場合は、非課税世帯のみが無料ということでありまして、所得が360万円以下の場合は、副食費が無料ということを考えますと、そもそも未満児においては保育料の中に全て含まれておりますので、360万円未満の所得の3歳未満児においては保育料も無償というふうに考えていいのかなどうか、再度確認したいと思います。

それから、地域型保育所として小規模な保育所がたくさんあるわけなんですけれども、今回、この無償化の対象にもなったわけでありまして。そもそも、保護者にとってみれば、公立も認可保育所も定員がいっぱいで、やむを得ずそういうところを利用されている方が多いと思いますので、そうした方々の負担も同じように軽減するということは、一手必要だとは思いますが、その保育の質を問いますと、保育士の資格を持った人が2分の1でもいいとか、1人も資格を持った方がいなくてもいいという、そういうことになっておりますので、上里町において毎年10月ぐらいから待機児童が発生している、待機をゼロにするという考え方には賛成ですけども、そのことをもってそういう担う施設が増えること、参入してもらいたいという考えに立つのは、やはり公的な、安全安心な保育を整備していくという観点からはどうなのかな

というふうに思うところでありますので、もう一度お願いしたいと思います。

それから、無償化にかかわる負担のことなんですけれども、今年度は公立分も私立分の4分の1、町負担についても国が持つということでもありますけれども、そもそもが上里町は、国の示す保育料の基準から大きく負担を軽減して、保護者の立場に立った保育料で実施してきておりますが、今度国が保育料を持つことによって、国基準に応じた負担が町におりてくるんじゃないかなというふうに思うんです。そうしますと、今までこの差額、2号認定、3歳以上におきましては10万1,000円からとしたこの保育料が、上里町は3万2,400円、4歳のほうは2万7,400円と抑えていたわけですから、その差額分というのは、町は今まで子育て支援として負担していた部分が不要になるというふうに考えられるわけなんですけれども、その財源を生かしていく考えはないのかどうか、ここにはちょっとかわってくるかもしれないんですけれども、関連としてお聞きしたいと思います。

それと、そもそもが消費税増税をすることによる低所得者を中心とする子育て世代を応援するための保育料の無償化であったと思うんですけれども、先ほどから述べているとおり、もともとが保育料は非常に階層別に細かく、町においては国以上に細かく分類して低く抑えておりましたので、低所得者ほど今回の軽減による恩恵は少なく、むしろこれから毎日のように生活する10月1日から始まる消費税の負担が大きくなるというふうに思いますけれども、その点について、この消費税、一般的に言われている消費税の増税が、今回の利用無料化による負担軽減と、ちょうど線が引ける部分としては、上里町の保育料の標準額におきましては、どの程度のところがちょうど消費税増税との増減と均衡しているか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 杵澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まず1点目、月当たりの軽減額はどのくらいかということだったかと思うんですけれども、360万円未満の世帯の副食費が無償になるということの話の中からの御質問だと思いますが、今、非課税世帯が標準の3歳児1,500円について、この国が示す価格の中で4,500円というものが示されておりますので、これを1,500円と比較して幾らが軽減の金額なのかというところは、現在のところ割り出しをしてございませんので、どのくらいが軽減になるのかというところの回答はいたしかねるのですが、算出できるかどうか、今のところやっておりますので、もしお時間をいただいて算出が可能であれば、この後算出を試みたいと思いますので、そちらの点については、そのようなところで御理解いただければと思います。

3号認定の非課税のみが無償になるというところで、360万円未満の保育料が3号認定にも

該当しないのかということの御質問だったかと思います。3号認定においても、先ほど説明しましたが、国基準でいうところの第3子、保育でいいますと同時就園の第3子、1号認定でいうと、小学校3年生から3番目に当たる子につきましては、既に無償の対象となっておりません。

あと、多子世帯ということで、町で単独行っております、その世帯の中での3番目に該当するお子さんの場合も、保育料無償ということで対応しております。町基準でいいますと42人、国基準でいいますと41人のお子さんについての保育料無償の実施となっております。360万円未満については、副食費の部分についての軽減の基準になりますので、これは3号認定のお子さんには該当するものではないということで御理解をいただきたいと思います。

地域型につきまして、認可外、本来入りたいであろうお子さんが定員が満員ということで待機になっていただいている状況があります。その中、やはりお勤めをするに当たって認可外保育所等を使っていらっしゃる方もいるかと思いますが、そういう方たちについて、無償という今回の制度はどのような形なのかということの御質問かと思いますが、認可外保育施設におきましても、今回無償の対象ということで国のほうは示しております。

金曜日に全協でお配りしました資料の裏面のところの補足説明ということで、無償ほかの対象と範囲というところで示させていただきました。下から3つ目のところに、認可外保育施設、その下に一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターということで記載がございます。こちらについても、ゼロから2歳につきましては、保育料と同様に非課税世帯のみ利用料の無償を行うということで国は示しています。3歳以上については、上限が決まっておりますが、利用料の無償を導入するという形で、今回無償化の対象となっております。

認可外保育施設もしくは地域型を使ったらということですが、地域型保育につきましても、こちらは認可を町のほうに届け出て、その事業所としての認可を得ている場合には、無償の対象とみなすことができますので、たくさん、例えば認可でないところですね、認可のところでは御自分の事情でお使いになっていらっしゃる方のところの範囲を今回は含めておりませんので、今後国のほうがそういった部分までも無償の対象にしていく必要があるのかということについて検討して、対象となるということであれば、また幅も広がっていくこととは思いますが、現段階、認可を受けて確認が行われた場合にのみ無償の対象とするということで10月からは始めるという状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

無償化によりまして、町が今まで国の基準と町の利用料との差額分を負担していた部分について、その部分はどのようになるのかということなんですが、無償化ということになりますと、利用料は国基準で全て算出する形になります。その算出部分の総数が多くなりますので、その部分を国と県と町で負担割合ということで案分していく形になりますので、町が定める利用者

負担額との差額分を埋める金額は少なくなってくるということは想定できます。

その少なくなった部分については、逆に無償化対象となる、町が負担すべき金額のほうにはね返ってまいりますので、全体としてこのくらいの金額が財源が余裕ができるというところの試算までは、現段階、ちょっとできません。ただ、もしそういった形の中で、余剰となる金額が出てくれば、新しい子育て支援施策に対しての財源として検討すべきことではあるかとは思っていますので、今年度、また来年度当初予算に向けて実施をしていく中で考えをまとめていければというふうに思っております。

最後ですね、今回の消費税増税における保育料等に対する世帯の影響額というところのお話でございましたが、世帯に対する影響額というのは、消費量がそれぞれ異なっているかとも思っていますので、全体の生活費に係る部分で消費税がどのくらい増えるのかは、その世帯によっても異なってくることかと思っておりますので、保育料がどのぐらいの階層の方は何割の影響を受けて、恩恵が受けられるというところのものについては、大変算出が困難かというふうに思っていますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 1 点、ちょっと単純なんですけれども、質問させていただきます。

10月1日から幼児教育・保育の無償化ということで実施される予定になっておりますけれども、その定義としては、保育に係る費用のみ対象ということであります。よって、保育に係る費用ということは、日用品とか文房具とか行事参加費云々等々は除きますよということになっていますが、それでは、例えば幼少期に園児が園庭で体を動かす、体操というのか、運動というんですか、そういうときに着用する体操着ですか、それとか、お遊戯会等で使う笛とかピアニカというんですか、ああいった類のものは該当しないのか、するのか。例えば、音楽を通じての保育とか、そういったいろいろな考え方があろうかと思います。

いずれにしてもそういった主食とか副食費は含みませんよということで対象外になっているわけなんですけれども、定義としては保育に係る費用ということであれば、私個人では該当するのではないかなと思うんですけれども、その辺についてちょっと説明いただけますか。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

今回、国が無償としたものにつきましては、議員おっしゃるとおり保育に係る費用というこ

とで、保育料のみというところになっております。ただ、保護者が実費として徴収させていただいているものは、通園による送迎費、食事をする費用、行事費などの経費があるかとは思いますが。

ただ、実際のところ、国として本来副食費はおうちでもお子さん、私たちもそうですが食事をする部分については、各個人必要に応じてとっていくものなので、保護者が負担すべきだという観点に立って、今回副食費が保育料から切り離されて保護者の負担になったところです。ただ、保護者の負担がそれにより増加してしまうところを軽減するというので、低所得世帯等に対する、多子に対しても同様ですが、副食費を軽減として、今までどおり保育料の無償化に影響がないような形というのが今回の制定でございます。

その観点からしますと、従来も保護者に負担をしていただいたものについては、そのまま負担をしていただくという考えに変わりはないというところが示されておるところですので、町としましてもそちらの方針に従い、通園に関する送迎費、行事費等については対象とするものではないという認識に至ったものでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 確かに、その考え方が、例えば運動会とかお遊戯会というのは行事というふうに考えてもいいと思うんですけども、確かに先ほど私が言いましたように、音楽を通じて、あとは体育を通じての保育、要するに、そういう観点から考えれば該当するんじゃないかなというふうには、屁理屈になるのかな、私はそういうふうには思うんですよ。だから、だったらそういう園庭で遊ばせるというか、運動会とかそういうものはなくせばいいのかななんて逆に思っちゃったりなんかするんですけども、それもだって保育の一環でしょう、要するに園庭で体を動かしたりなんかするというのは、幼少期にそういったことを、室内で保育するだけじゃなくて、そういうことも必要だから園庭があったり、そういったふだん練習したり、笛を吹いたり、そういうことを音楽を通じて保育していくんだから、これは保育の一環として考えるべきじゃないのかなと私は観点から発言しているんですけども、それを切り離してそれは行事だよと言われれば確かに行事かもしれないけれども、また逆に、繰り返しますけれども、保育の一環として考えれば考えられないことではないかなというふうに思うわけですので、もう一度その点、細かいことになっちゃいますけれども、答弁お願いできますか。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

保育に係るものとする、確かに体操着とか笛だとかピアノ等も必要なものかとも思われますけれども、どの子に対しても平等に与えることができるものが保育であって、使う道具というのは各園によって選択するものも違いますし、その部分の平等な観点に立つと、算定する費用というものが出てこないというのがあるのかというふうに思います。

学校教育等におきましても、係るものは実費でお支払いいただいている状況があるかと思いますが、今回におきましては算出できる部分についてを基準に無償とする金額を定めたというところがございますので、それぞれに係る行事はかけようによって当然金額も変わってくるでしょうし、選択する体操着によっても金額の大小があるかと思いますが、今後、その観点についても考えることでもあるのかとは思いますが、今回については、国のほうも示しているところにこちらとしても取り組むというところで、副食費の一部分と保育料についてということで、今回は無償のほうを実施できればというふうに考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、問題があると思いますので討論に参加したいと思います。

そもそも、この幼児教育の無償化は、消費税増税に伴う負担を軽減するという観点で行われているものだと思います。しかしながら、先ほどの質疑の中でも明らかなように、消費税は所得が少ない者ほど負担が重くのしかかるわけでありますけれども、保育料の軽減においては、もともと保育料は所得階層に応じて、所得の少ない方は低く抑えられておりましたので、その軽減よりも日々に係る消費税の増税が生活を苦しめるということになってしまうかと思います。

また、認可外保育園においても、5年間は対象になることになりましたけれども、受ける側の保護者にとっては、希望する認可施設に入れないがために高い保育料を支払って保育を受けているわけでありますので、対象になることは負担軽減になると思いますけれども、そのことで質が確保されない保育園であっても5年間は認められるということが保障されることになりますので、安全安心の保育から見て、やはり不安が多く残るのではないかなというふうに考えられます。

また、今回の保育料の無償化の負担についてでありますけれども、国基準によって算出され

てくるわけでありますけれども、公立は今後、今年は全部公立の分も国が負担していくわけですが、今後においては、公立は10割、いわゆる全額町の負担というふうになります。一方、私立のほうは4分の1は町の負担、2分の1は国、4分の1は県ということの負担割合になっていくことによって、ますます公的保育の充実が遠のくというふうに思います。

そういう観点から見ますと、非常に問題が残っているように感じます。国の制度として通っていることではありますけれども、やはり義務教育も含める子どもにかかわる保育の無償化ということは私は大変重要でありますけれども、今回の無償化の方法が、低所得者ほど恩恵が少なく、高額所得者に大きな恩恵が行くという、そういうことになっておりますし、3号認定である未満児の保育料は3歳以上児よりも非常に重いわけでありますけれども、そのところの軽減に対しては非常に少なく抑えているという点も重大な問題として残っていると思いますので、この条例改正には反対としたいと思います。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

採決に当たり、各議員さんをお願い申し上げます。

採決を宣告するまで起立をしていてください。よろしくお願いします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第40号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第40号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第40号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げま

す。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行いたいのので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、家庭的保育事業者等の卒園後の受け皿についての要件を緩和し、また、連携施設を確保しないことができるとする、5年間の経過措置をさらに5年間延長するものでございます。

また、あわせて必要な文言整理を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第6条に、第4項及び第5項が次のとおり新設されます。

第4項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするものであります。

また、第5項は、第4項の場合において、利用定員が20人以上である、企業指導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認める者を卒園後の受け皿の提供に係る連携教育を行うものとして、適切に確保しなければならないこととするものであります。

新設された第45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認める者については、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするものであります。

附則第3条では、連携施設を確保しないことができるとされている5年の経過措置を10年に改め、また、第45条の追加により、連携施設の確保が不要とされた特例保育所型事業所内保育事業者を、経過措置から削除するものであります。

附則で、施行期日は公布の日から施行するとしております。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第40号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、放課後児童支援員の認定資格を取得する機会を増やし、地域によって研修ができないといったことが起こらないようにするため、指定都市の長も認定資格研修を実施できるよう、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第10条では、放課後児童クラブの職員である、放課後児童支援員の要件及びその人数を定めております。

第3項では、放課後児童支援員の認定資格を取得するために必要な資格要件や勤務経験年数のほか、都道府県知事の実施する研修を修了することを規定しております。改正により、新た

に研修の実施主体として、指定都市の長を追加するものであります。そこでは、施行期日は公布の日から施行するとしております。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第42号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第42号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第42号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

住民基本台帳法施行令一部改正による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う所要の改正及び性同一性障害への配慮等を踏まえた所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとなります。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されるため、町における印鑑登録証明事務においても、旧氏併記対応ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、性同一性障害への理解や配慮等が社会の動きとして大きく求められる中、平成28年12月12日付の総務省自治行政局住民制度課長通知において、性同一性障害、性的指向、性自認への配慮から、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとして差し支えない旨の技術的助言がございました。これを踏まえて、性別欄を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

その他、文言の整理等、現状に沿う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2条は、登録資格を定めておりますが、「本町の住民基本台帳」を、「本町が備える住民基本台帳」に改めるものでございます。

第5条第2項は、印鑑登録原票について定めておりますが、文言整理のほか、同項第3号において旧氏対応に改めまして、第4号において「男女の別」を削除し、第5号から第8号までを第4号から第7号までに繰上げるものです。

改正の詳細といたしましては、第2項中「印鑑の登録」を「町長」に、「印鑑登録原票に」を「印鑑登録原票を備え」に、「しなければならない」を「するものとする」に改めまして、同項第3号中「氏名括弧」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏」を加えまして、「通称が記載されている」を「通称の記載がされている」に改めまして、「及び」の次に「当該」を加えて、同項中第4号を削りまして、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中、漢字表記の「片仮名」をカナ表記の「カタカナ」に改めまして、同号を同項第7号といたします。

第6条は、登録する印鑑について定めておりますが、旧氏対応のため、第1項第1号中「もしくは通称または氏名」を「旧氏もしくは通称または氏名、旧氏」に改めまして、同項第2号中「氏名」の次に「旧氏」を加えまして、文言整理のため、同条第2項中、漢字表記の「片仮名」をカナ表記の「カタカナ」に改めるものでございます。

第12条第1項第3号は、登録原票の抹消のうち、氏名等について定めておりますが、旧氏対応及び文言整理のため、「氏または」を「氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載されている旧氏を含む）または」に、漢字表記の「片仮名」をカナ表記の「カタカナ」に、「変更する」を「変更した」に改めるものです。

第13条は、印鑑登録証明書の交付について定めております。同条第3項は、交付方法について現状に沿った規定内容に改めるとともに、旧氏及び性別欄について対応するものです。「印鑑登録原票に登録されている第5条第2項第3号から第8号までに掲げる事項について複写機により写しを作成し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法によって作成するものとする」との記述を「印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする」に改めまして、同項に次の第1号から第4号までを加えるものです。

第1号 氏（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）。

第2号 出生の年月日。

第3号 住所。

第4号 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記。

また、第13条第4項については、現状の交付事務内容と合わないため、同項を削ることいたします。

第14条については、電子申請について定めておりますが、先ほどの第13条第4項と同様に現状と合わないため、同条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げることいたします。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、令和元年11月5日からの施行とするものでございます。

以上で、上里町印鑑条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第43号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出議案第43号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第43号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

道路構造令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

近年、道路交通法第20条第2項の規定に基づく普通自転車専用通行帯の設置が進んでおり、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されております。このような状況を踏まえ、既設の道路だけではなく、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令では自転車通行帯を新たに規定いたしました。町といたしましても自転車通行帯を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、自転車道の設置の基準について、自動車及び自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの、自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路、または自動車及び歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものに改正を行うものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第5条、第7条、第11条、第12条、第32条、第39条については、自転車通行帯を定めたための一部改正、第9条の2については、自転車通行帯を定めたための追加、第10条については自

転車道の設置基準の一部改正となります。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、本条例の公布の日から施行するものでございます。

以上で、上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第44号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第15、町長提出議案第44号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第44号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法

律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置が講じられました。

さらに、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことから、第4条第1項第1号「成年被後見人または被保佐人」の条文を削除し、同条第3号中「免職」とあるのを「懲戒免職」と改めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日を定めており、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により令和元年12月14日から施行いたします。

以上で、上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま税務課長より、先ほどの議案審議での説明の際、一部に誤りがあり、訂正したいとの申し出がありましたので、税務課長の発言を許可いたします。

税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、議長のお許しを得ましたので訂正をさせていただきます。先ほどの沓澤議員の質問の中でグリーン化特例の対象となる軽自動車の台数でございますけれども、1万1,052台中390台と申し上げました。率のほうは、35.3%と申し上げましたが、3.53%の間違いでございました。

それともう1点、未回答の質問に対しまして御説明させていただきます。同じく沓澤議員の質問で、資本金1億円以上の大法人のうち電子申告をしている法人数という質問でございました。95法人中74法人でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

申し出のとおり訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 異議なしと認めます。よって申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例について

○議長（新井 實君） 議案審議を続行いたします。

日程第16、町長提出議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度に関し、必要な事項を定めるため関係条例等の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。今回の改正内容は、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例 8 本を一括で改正させていただきます。関係条例について順に概要を御説明させていただきます。

初めに、第 1 条、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員制度の導入により上里町職員の給与に関する条例の改正に伴い、第 10 条第 4 項中、「第 12 条及び第 18 条の 2」を「及び第 12 条」に改め、「及び第 18 条の 2 第 1 項」を削ります。

続きまして、第 2 条、上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法第 22 条（臨時的任用に関する規定）の改正により、第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改め、文言整理を行います。

続きまして、第 3 条、上里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法第 22 条の 2（会計年度任用職員の採用に関する規定）の改正に伴うもので、第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加えます。これは、フルタイムの会計年度任用職員の給与その他勤務状況を公表対象に加えるものでございます。

続きまして、第 4 条、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、第 3 条に次の会計年度任用職員の分限休職の期間に関する 1 項を加えるものでございます。

内容としたしましては、『4、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」』といたします。

続きまして、第 5 条、上里町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、減給の懲戒処分にされた会計年度任用職員の報酬の取り扱いを定めるものでございます。

内容としたしましては、第 3 条中「月額」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（上里町職員の給与に関する条例第 2 条に規定する特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当に相当する額を除く。））」を加えるものでございます。

続きまして、第 6 条、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員の育児休業取得者は、期末手当は支給しますが、勤勉手当、職務復帰後の号給調整は除くとする規定を定めるものでございます。

内容といましては、第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加えるものでございます。

また、会計年度任用職員制度の導入に伴い、町の給与条例第18条の2の規定が改正されることにより、第19条の表から第18条の2の項を削ります。

続きまして、第7条、上里町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第3条の改正は、会計年度任用職員の給料表ですが、町給与条例の給料表は使わず、別に町規則で定めることといたします。また、会計年度任用職員の給与及び諸手当の支給等について規定するため、第18条の2の見出しを「臨時又は非常勤の職員の給与」から「会計年度任用職員の給与」に改め、同条第1項を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員との権衡を考慮し、別に条例で定める。」とし、第18条の2第2項を削除いたします。

続きまして、第8条、上里町公民館設置及び管理条例の一部改正ですが、会計年度任用職員の導入に伴い、地区公民館長の任期についても一会計年度となることから、第6条第3項中「2年」を「任用された会計年度の末日まで」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、これらの関係条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 最後の第8条のところなんですけれども、ちょっと確認させてください。これ全協で説明があったと思うんですけれども、ちょっとよくわからなかったの。

6条第3項中、2年を任用された会計年度の末日までに改めるってあるんですけれども、そうすると、これは要するに会計年度ですから1年で任期が切れますよと。これは再任というのか続けてということは可能というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

2年を任用された会計年度の末日までに改めるというところで、先日、正誤表で送らせていただいたところでございます。地区公民館長につきましては、2年だったものを任用された会計年度の末日までということで単年度という形にはなってくるんですけども、その採用につきましては、先行と言うかたちもございまして、これまでの勤務の状況等を判断して、また単年度で任用についてを定めていくということになってございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第46号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第17、町長提出議案第46号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第46号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度に関し、必要な事項を定めること及び非常勤特別職の日額報酬の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容を御説明申し上げます。

今回の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度の導入とともに、特別職の任用の厳格化が図られました。特別職の範囲は、制度上「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されることから、この趣旨に添わない特別職を特別職の範囲から削除するものでございます。

今回、特別職の別表から削除する特別職は、行政区長、社会教育指導員、学力向上指導員、公民館長、公民館活動推進委員、交通指導員、児童館長、男女共同参画推進センター所長でございます。

このうち、社会教育指導員、学力向上指導員、地区公民館長は、パートタイム会計年度任用職員に移行いたします。

また、行政区長、公民館活動推進委員、交通指導員については、現在、区長会、役員会、各団体等と協議を行っており、スムーズに新体制に移行できるよう諸準備を進めているところでございます。また、中央公民館長は、町職員又は任期つき職員を予定しており、児童館長及び男女共同参画推進センター所長につきましては、現在、町職員が兼務しておりますので削除いたします。

また、あわせて特別職の日額報酬ですが、埼玉県内の町村の日額報酬を調査、比較した結果、児玉郡の報酬が低い状況であるため、郡内で協議をした結果、現在の3,600円から4,800円に改正するものでございます。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） ちょっとお聞きしたいと思います。全員協議会でも、ちょっと私も話をしたんですけれども、一つ、まずわからないのは、臨時的任用の厳格化ということを行っているんですけれども、その中で、一般職であれば課される守秘義務などの服務規程が課されないものが存在していると、こういうようなことが書いてありますけれども、この辺のところについては実際に上里町が、中にそういう人たちはどういうことなのかということ、先ほど副町長が説明したこういう人たちが該当するのかなというふうに思いますけれども、その辺ちょっと

わからないので教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、区長職が公民館長等が特別職で削除されていますよね、表のところを見ますと。これがどこに該当してくるのかなというのがよくわかりません。ですから説明していただきたいのと、地方協力、この前の説明では協力指導員とか何か言ったような気がするんですよね。これが正式にそういうことでスタートするのかなどうかよくわからない。たぶん総務課長が、そういうように名称が変わるような話をしたと思うんですけれども、ちょっと、それでもいいのかどうか、その場の、一応今の段階での呼び名というふうに言ったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

まず1点目で、恐らく特別職のお話かと思うんですけれども、今まで一般職であれば課される守秘義務などの服務規定が課されていない人がいるというお話でございました。そこら辺が厳格化されることになりまして、特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識、経験に基づいて助言、調査を行うものに厳格化することによりまして、そこに該当しない者は会計年度任用職員に行って、一般職と同様に守秘義務等が課されるような形になります。

それから、特別職の話でしたかね、2点目、すみません、今まとめてお話ししたのかなと思うんですけれども、これまでと比較しますと特別職の臨時的任用の適正を確保するための今回の法律改正でございまして、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用に関する制度の明確化、これを図ることを今回の目的としての改正でございします。

内容といたしましては、先ほどの特別職については、制度が本来、想定します専門的な知識、経験に基づいた助言、調査を行うものに厳格化、また臨時的任用職員というのは、本当に特別な任用でございまして、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されるというものでございまして、改正後の臨時的任用職員については、現時点では想定していないところでございします。

3点目で、私のほうで全員協議会でお話ししました行政協力員でございします。行政協力員という言葉を用いましたが、そちらにつきましては、正式な名称ということではなくて、区長さんにつきましては区長という職が継続します。ただし、今の特別職の規定に専門的な知識、経験に基づく助言、調査を行う者には該当しないことから、新たにそういった行政協力員的な立場、カテゴリーと申しましょうか、そういった立場に分類されていくものでございします。

以上でございします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 法改正により特別職の位置づけというのが見直されて、今回の提案かと思います。特別職の、今回この中で、大きな論点といいますか変更点が2つなのかなと思ひまして、一つは日額報酬の値上げ、もう一つが特別職から会計年度任用職員へ、もしくはそれ以外の職へということだと思ひます。

そこで1点目をお伺ひいたしますが、これは全部が全部、特別職のその中で日額報酬が変わるわけではないので、はっきりしないかもしれませんが、特別職の日額報酬が上がる部分と、特別職から会計年度任用職員もしくはそれ以外の職種につく方を含めて、町の実質負担はどのぐらいになるのか、もちろん各種審議会、協議会との開催日数等もあると思ひますが、標準的な開催日数でわかれれば教えていただきたいと思ひます。

2点目であります。先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、この中で特別職を外れる者のうち、多くが会計年度任用職員もしくは任期つき職員に置きかわる、もしくは町職員、正職に置きかわるということですが、その中でまだ位置づけがはっきりしていないのかなと思われるのが行政区長、また公民館活動推進員、交通指導員かと思ひます。

その中で一つ、ちょっと私が、認識が間違っているかもしれませんが、教えていただきたいのが、公民館活動推進員については、先ほどのところで、任期について、改正前は任期が2年だったものが会計年度の末日までと改正をしたかと思うんですが、もし会計年度任用職員に移行するのでなければ、この必要が、このことの関連性、整合性がどうなっているのかなというのが1点目でございます。

続いて、行政区長であります。仮称といたしまして行政協力員ということでありました。これまでは特別職でこちらの表に出ていますとおり、年額20万8,000円の報酬が支払われてきたわけでありましたが、今後、特別職の位置づけではなくなる、であって、なおかつ、会計年度任用職員にはならないというところで、その他の形態ということになってくるわけですが、過日の全員協議会の中では、報償費としてこれまでの行政区長の年額報酬と同額程度が支出をする見込みであるということでありましたが、報償費として支出をするということと、仮称であります行政協力員というかたちをとる、その活動に対して報償費を支払うとなると、その位置づけ並びに報償費の金額の根拠づけがどのようにされていくのか。これは、かなり大きな額だと思われるんですね。

今議会、ちょうど決算議会ですので、こちらに決算書があるわけでありましたが、行政区運営事業として区長報酬92人分ということで、1,913万6,000円という多額な報酬が、まあ人数が多いので、支払われているわけですが、これを報償費というかたちになってきて、非常に不明瞭でありますので、その辺の支出根拠等が必要なのか必要でないのかというところが私もはつき

りわかりませんので、この際ですので、どのような支出の根拠づけのもと、報償費でこれだけ多額な額を支払われる予定であるのか、ということをお伺いしたいと思います。

あわせて、特別職の報酬の全体の金額のアップ部分と、あわせて3点になりますけれども、御説明いただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に対して説明させていただきます。

まず、日額報酬の値上げの部分でございます。たくさんの職がございまして、それを一つ一つではないんですけれども、今回、3,600円のものを4,800円に一律値上げをした場合に影響のある金額は62万4,000円でございます。今のところ想定しておる金額は62万4,000円でございます。

2つ目の御質問で、先ほどの議案の最後で公民館活動推進員が任期の2年というのを改正するのではないかというお話だったんですけれども、すみません、説明が悪かったと思うんですが、地区公民館長が1年というかたちになりますので、御了解よろしく願いいたします。

それから3つ目で、行政協力員、区長はそういったカテゴリーに行くということで現在考えてはいるんですけれども、こちらに関しましては、また区長会とも現在、調整を行っているところでございます。

こちらに関しましては、報償費から支出するのはいかなものかというところでお話しいただきました。金額につきましても、現在の金額が一人当たり20万8,000円というかたちで報酬で出ているわけなんですけれども、今想定してございますのは、報償費で同額を支出していきたいなと考えております。

区長さんの御意見も伺っているところでございますけれども、区長さんにとりましても、あまり変化を望まないような、地域にとって、またそういう変化があったり仕事が増えたりというのを非常に難しく考えていらっしゃるようでございます。なるべくスムーズに移行ができるように、我々としても区長会等とすり合わせを行いまして、現状とあまり変わらないかたちで移行していけたらというところで、行政協力員に対する報償費ということで、今のところ考えているところでございます。

また、報償費、報酬の値上げの関係でございます。日額報酬について上げる議案となつてございますが、ほかの特別職につきましてどうかというところかと思えます。こちらに関しましても、現在、いろいろ検討を行いまして今後見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほどの公民館活動推進員のところは大変失礼しました。確認なんですけれども、正誤表をいただいていたので、議案書のほうの、この及び第8条第3項中は削除されているので、正誤表の部分の下段、63ページの部分が削除されるということですよ。ちょっと私、混同しちゃって、新旧対照表の63ページのところの、上の1つ箱があるところの右側の改正後だけ見てしまったので、すみません、大変失礼しました。

ということで、議案の正誤表が来ているので、新旧対照表のほうも63ページのこの箱の中は全部なしということで、確認なんですけど、それでよろしいですかね。

それプラス、先ほどの、ちょっとくどくなってしまうんですけども、報償費の支出のその根拠みたいなもの、報償費ですので、位置づけする必要があるのかなのかというところの部分の話かもしれませんが、とにかく、これ額が先ほど申し上げましたとおり2,000万円近い額なので、何となく報償費とこれから上げてこれちゃうと、これはこの事例で皆さんよく必要報酬の部分だとわかるんですが、極端なことを言っちゃうと、何でも報償費で上げてしまっても同じでは、というようにとられかねない部分もあるのかなと思うんですね。誤解を与えるような部分もあるのかなと思うので、何かしらの支出基準ということはないんですけれども、何かこれ、来年度が始まるまでにマニュアルみたいな明文化しておかないとまずいのかなという気がするんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に対しまして説明させていただきます。

先ほどの区長報酬を今度報償費というかたちで支出するとなると相当な金額にもなるし、この辺の支出の考え方をしっかりする必要があるというご質問をいただきました。今までは、区長さんは特別職というかたちでこの条例のほうでもうたわれていたわけなんですけれども、そういったものが今度なくなるということで、契約、もしくは契約書か協定書、そういったものを結ばせていただいて、区長さんの職務を明確化しまして、そういった中で区長さんには活動していただきたいと考えております。

金額につきましては、大変多額にはなるかなと思うんですけども、こちらに関しましては、各区長の職に対して支給するものと考えております。区長さんに応じて金額が変わるということではなく、区長同一額を今と同じように支給することを考えてございます。

また、その辺の支出の根拠も、おっしゃるとおりマニュアルとか要綱とか定めて支出してい

けるようにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） この間配られた全員協議会資料、この中に、2 ページにあり方が図表で書かれているわけですが、今日配られた勤務日数の比較想定表ですね、これ赤字で書いてある人が、学校教育委員会の部局は3 名で、下が、町長部局が1 人ということが書いてあるんですが、この2 ページのやつを見ますと、第3 号の改正、厳格化により行政区長、社会教育指導員、学力向上指導員、公民館長、交通指導員等が特別職の要件から外れますと、こういうふうに書いてあるんですね。

だけど、ここのところに行政区長の名前もないし、で、聞いているんですよ、両方照らし合わせて。本来ならば、そういうものに該当してきたと思っているので、なんでここへ一緒に入れなかったかなと、その辺ちょっと私のほうも専門的にわからないんですが、質問したいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

本日配らせていただいた1 枚もののこちらの表なんですけれども、こちらにつきましては会計年度任用職員の内訳を示したものでございます。先日の全員協議会でお配りした資料の2 ページにございますこの上のイメージ表なんですけど、この上の会計年度任用職員、赤字で書いてございますが、その内訳を今回、数字でお出しした表となっております。

それなので、区長さんというのは、今回その2 ページの中段の表にございますように、第3 号の特別職で、今回この会計年度任用職員に行けなかった方、分類されない職ということで、下のオレンジ色の枠に外書きになっているという状況でございます。ですので、こちらに関しましては、上の段の会計年度任用職員の、ここの内訳ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 再三、お話ししたいと思うんですけれども、特別職っていうのは、この間の全員協議会で言ったんだけど、そういうふうに特別な区長は住民の代表と、こういうふうにならなっていますよね。それが外れて、今の総務課長のお話だと、前と同じなんだと言うような言い方をしたように聞こえるんですよ、扱いは同じなんだと。

だけど、言っているのは、ここで言えば、専門的な知識、助言、調査する者、こういうふうにならなければならぬということになっちゃって、最初の全員協議会で言ったのと同じように、協力指導員というのは、あくまで本筋じゃないのでしょうか。それをやっていると、今の区長さんが、あまり、ろくに説明を聞いていない段階だからわからないじゃないかということで、全協で、総務課長にもよく下げて説明していかないとわからないんじゃないかと。ある区長にも聞いたんですよ、こういうのがあるけど、ちょこっと聞いたけど詳しく何にもわからないんですよという話なので、あとあと、区の代表という意識が強かった区長が、そういう話にならなっていくと、ちょっと理解ができない部分があるんですけれども、その辺のところちょっとお願いします。

〔「討論だから、賛成か反対か」と言う声あり〕

私は、この案については反対です。というのは、今そういう職にいる区長なんかに対して、今まで何十年もそういう歴史を積み重ねてきている、今の人もそれを引き継ぎして、区長職をやっていると思うんですよ。それが今、こんなようなかたちで、法律がこうなんだと言ってしまうとそれまでなんだけど、やっぱりその辺のところは、条例を変えるわけだから、その辺のところをしっかりとやっていかないと、なり手がなくなっちゃうんじゃないですか。

私、ちょっとお話ししたんですよ、隣の本庄市というのは、連合自治会でやっているんですよ。だから、うちの町は町長の委嘱ですよ。そうでしょう、そういうのはなくなるんですか。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員に申し上げます。今、話していただいているのは、討論なので、質疑ではないので、その辺を理解して、町長さんまたは課長さんには質問はできませんので、賛成討論か反対討論かということで。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） ですから私は、この内容を変えていくというのは理解できないので反対なんです。だから反対の立場でさっき言ったんです。内容的には、このままいって今でも区長のなり手がなくて困っている行政区というのがあるわけです。それはやっぱり自分と与えられたものが特別職で、一番、町長部局というのか、それに近い、パートナーと言っちゃ

うけど、なんというんですか、そういう認識で区長さんは仕事をしているのではないですか、パイプ役として。パイプ役と言ったら、もう町長とかそういう部局と一緒に同じようにやっていくんだけど、これからいくと、もう助言とかそんなような感じになっていってしまうのではないかというふうに私は理解しているので、そういうことを含めて、この考え方については反対をします。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第46号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第47号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第18、町長提出議案第47号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第47号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新設される、いわゆるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を設けるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイム会計年度任用職員、すなわち、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を設けるため、新規に、上里町第1号会計年

度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

この条例は、第1条の「趣旨」から第15条の「委任」までの全15条及び附則で構成されております。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、この条例の趣旨について「上里町の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする」と定めた条文でございます。

第2条については、本条例の適用となる職員を地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）と定めるものでございます。

第3条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるものでございます。

第1項では、他の常勤職員との権衡、その職務の特殊性を考慮し、報酬を支給する旨を定めております。

第2項では、報酬の支払う単位を、月額、日額、時間額と定め、第3項から第6項において、月額、日額及び時間額それぞれの場合における報酬額の上限を、上里町職員の給与に関する条例別表第1に規定する行政職給料表のうち2級における最高号給の給料月額を基礎とすることを定め、また具体的な報酬の額については規則に委任する旨を定めているものです。

第7項においては、常勤職員の手当に相当する各種報酬、具体的には特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬、期末手当並びに費用弁償を支給する旨を定めております。

第8項では、前述の報酬等の支給方法を、現金のほか、申し出により口座振替により行うことができる旨、定めております。

第4条から第7条では、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬の対象並びにその額について定めております。

なお、各報酬の額については全て給与条例の例によることとしております。

第8条は、期末手当について定めるもので、第1項第1号で期末手当を支給する対象者及び基準日を定め、第2号において支給額の計算方法について定めております。また、第2項では、第1項に規定するもののほか、期末手当の支給について町職員の給与条例の例によることと定めております。

第9条では、報酬の支給方法等について定め、第1項において報酬の計算期間を定めるとともに、その支給日を規則に委任する旨を定めております。

また、第2項、第3項においては、新たにパートタイム会計年度任用職員になった者及びパートタイム会計年度任用職員を退職した者の計算対象となる範囲を定め、第4項においては月額で報酬が支払われる者の日割で計算する場合について定めております。

第10条では、月額、日額及び時間額で報酬を支払われる者のそれぞれの勤務1時間当たりの報酬額を算出する方法について定めております。

第11条では、正規の勤務時間に勤務しなかった場合の報酬を減額する場合と、その計算方法について定めております。

第12条では、報酬からの控除について法令の定めのあるもの以外で控除できるものを定めております。

第13条及び第14条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤及び出張に係る費用弁償について定めております。

第15条では、規則への委任を定めております。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 単純なことをお聞きしたいと思っておりますけれども、まずこの勤務日数の比較想定というのを出示していただいているわけなんですけれども、パートタイムのところを見ますと、平成31年現在は71人が令和2年4月からは80人とプラス9人が増えるみこみですと。

で、このプラス9人については、非常勤特別職の方から移行する、いわゆる学力向上指導員の方、社会教育指導員、地区公民館長、消費者生活相談員の方が該当するのかなというふうに思っておりますけれども、この80名の方たちの報酬の額は月額支給の方が何人なのか、日額支給の方が何人か、時間外額で支給される方が何名なのか、また、その方たちについては労働時間の短い長い等で、または1日おきであるとか、週に何回とか、そういう日数で分かれていると思うんですけれども、フルタイムから外れてパートタイムになっても非常に長い、いわゆるフルタイムに近いようなかたちでの勤務形態の方もおられると思いますので、その辺について詳しくちょっと教えていただければと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今、手持ちである資料でわかる範囲で回答させていただきたいと思います。

パートタイムの中で月額の者、週の金額の者、それから日額の者というところでございますが、月額で計算している者が4名、それから週で計算している者が67名、すみません、月の計算で行っているものが月2日の6時間、もしくは月4日の7時間等で勤務されている方が4名、それから週5日の4時間、週5日の5時間等で勤務されている方が67名でございます。手持ちの資料で回答できる範囲は以上となります。お願いします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番、沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ちょっと私が考えていたものと違うので、再度確認したいんですけども、月額の報酬の場合は、かなりコンスタントに決まった時間働いている人は月額報酬に値するんじゃないかなって。日額報酬の場合は、決まった時間でありましてけれども、割と長いけれども週に何回とかいった場合に日額、そして時間額になると1日非常に短い時間というかたちを想定しているんですけども、先ほどの説明ですと、月2回で6時間の方が月額に該当するというのは、ちょっと非常に理解し難いんですけども、そういう支払い方法になるということなんでしょうか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に再度説明させていただきます。

手持ちの資料で、ちょっとそこまでわかるものがございませんので、改めてそちらに関しましては内訳を御報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、もう1点お聞きしたいんですけども、いわゆるこの間の全員協議会で説明いただいた資料によりますと、会計年度任用職員は行政職給与表を基礎とした会計年度任用職員専用の給与表に基づいて給与、いわゆる報酬を支払うことになるということで、現在の臨時職員及び非常勤特別職員の職ごとに設定している賃金を月当たりの支給額から減らないように当てはめて試算を出しているということでありましてけれども、この先ほど質問しておりますこの月額であるとか日額であるとか時間額についても、今現在働いている賃金を下回らないかたちで支給が可能なんではないでしょうか。

今までになかった期末手当などが出ることになりますので、若干、待遇的にはよくなるかな

というふうには思うわけでありますけれども、一方でこのさまざまな特殊勤務報酬だとか時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬だとか、そういうことが伴う、また旅費なども伴うということは、そうした勤務も該当させていくということで考えているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に対して説明させていただきます。

こちらの会計年度任用職員に関しましては、全協の資料でお配りした新たな給与表、報酬額表ですね、そちらを該当させていくことになりますけれども、現状の給料を下回らないようなかたちで現状と同等、または直近上位の給料表に張りつけていく予定でございます。

あと、それから手当、今までは臨時職員に関しましては手当というものがなかったわけですが、新たに期末手当等が支給されまして、各職におきまして、相当な増額が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 回数が増えちゃったんですけど、さきほど質問した特殊勤務報酬であるとか時間外勤務報酬等が条例化されることによって、第1号会計任用職員についても、そうした勤務をお願いすることがあるというふうに想定しているのかどうか、旅費なども含まれていますよね、そうしたことがかなり待遇的には悪い、以前よりはよくなるとしても、そういう条件で働いていただきながらも、そうした時間外、時間外はやむを得ない場合があるかもしれないですけども、特殊勤務報酬、休日勤務だとか夜間勤務なども可能性としては含まれるということで理解していいのかどうか、お願いしたいと思います。先ほど答弁いただいています。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

パートタイム任用職員の手当の関係でございます。期末手当等が新たに支給されるのにあわせて、各種、特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、その他の手当が想定されてついているわけですが、基本的には、一般の我々任期の定めのない職員等と同等にその職務においてやっていただくべき仕事、また逆に守っていただくべき内容というのが同等なかたちでついています。それに対しまして、例えば先ほどおっしゃったような旅費等が発生するよう

な場合には、費用弁償というかたちにはなりますけれども、そういったものも支給されるというところでございます。

全ての、我々も、特殊勤務手当等、通常支給されないようなものもございまして、そういったのは同じような扱いになってくるのかなと考えております。

それと、すみません、先ほどのパートタイムのうちの日額時給等の内訳でございまして。ちょっと算出の総数が違うんですけれども、80人の計算のうちから日額が20人、時給が60人ということでございました。すみません。

以上でございまして。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 仲井 静子 議員。

〔5 番 仲井 静子 君 発言〕

○5 番（仲井 静子 君） このところにパートタイムとフルタイムという勤務体制があるんですけれども、ほとんど女性だと思うんですけれども、フルタイムとパートタイムの違いというのはどこなんでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆 君 発言〕

○総務課長（山田 隆 君） 仲井 議員の御質問に説明させていただきます。

現在の47号議案につきましてはパートタイム会計年度職員、48号がフルタイム会計年度職員というかたちになってまいります、その違いと申しますのが1週間あたりの通常の勤務時間、こちらが通常の常勤を勤務する職員と1週間あたりの勤務時間を比べまして、短い場合にパートタイム職員、同等である場合にフルタイム職員というかたちになります。

フルタイムに関しては給料というかたちで出るんですが、パートタイムに関しましては報酬というかたちで支出することになります。その他手当等も若干、異なってくるところがございます。

以上でございまして。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関す

る条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 町長提出議案第 48 号 上里町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第19、町長提出議案第48号 上里町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第48号 上里町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新設される、いわゆるフルタイム会計年度任用職員の給与に関する規定を設けるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、フルタイム会計年度任用職員、すなわち改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定される会計年度任用職員の給与に関する規定を設けるため、新規に、上里町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものでございます。

この条例は、第1条の「目的」から第21条の「委任」までの全21条及び附則で構成されております。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に第1条ですが、本条例の目的について定めるもので、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定により採用されたフルタイムの会計年度任用職員の給与に関する事項を定めることを目的としております。

第2条は、フルタイム会計年度任用職員の給料について定めるものでございます。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料表及び級別基準職務表について定めるもので

ございます。会計年度任用職員の給料表及び級別基準職務表は、規則で定めることといたします。

第4条は、職務の級及び号給について、別に定める基準に従い任命権者が決定する旨、定めるものでございます。

第5条は、給料の支給方法について定めるものです。第1項において、町給与条例の例によることとし、第2項では町給与条例の読みかえについて定めております。

第6条では、報酬からの控除について法令の定めのあるもの以外で控除できるものを定めております。

第7条から第19条については、それぞれ特殊勤務手当、勤務をしないときの給与の減額、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、端数計算、時間外勤務手当等の支給、勤務1時間あたりの給与の算出方法、宿日直手当、期末手当について定めるものです。

これらについては、原則として町給与条例の例によることと規定しておりますが、一部規定については、会計年度任用職員制度に適用するために読みかえ規定を設けております。

第20条は、給与の支給について申し出により口座振替により行うことができる旨を定めております。

第21条は、規則への委任を定めております。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） これまで、ややもすると、臨時的任用の趣旨に逸脱する部分があったかもしれない、この任用根拠につきまして、会計年度任用職員ということで明確化することは非常に素晴らしいことなのかなと思っているところであります。

過日の全員協議会の中で、今回1号2号合わせてですが、おおよその費用の増加額が5,358万1,000円となるという説明をいただきました。

逆の観点からいきますと、これは非正規の方々の処遇を改善するということが主眼になってくるかと思います。そこで、1号の場合は、ちょっといろんな時間の問題だとか勤務日数の問

題等とかでなかなか試算ができないかもしれませんが、48号議案は第2号会計年度任用職員でありますので、フルタイムということであります。現時点で同種の職種にある臨時的任用の方が、この第2号会計年度任用職員に移行するにあたり、標準的な方でどの程度年収がアップするのでしょうか。試算がもちろん出ていると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

続いてでありますけれども、政府は同一労働、同一賃金を目指していこうということであります。あくまでも会計年度任用職員さん、その職責というのが正規の職員さんと異なるということは理解をしておりますが、今回、この会計年度任用職員制度、フルタイム、要するに2号ですね、に移行することによりまして、地方公務員上の服務に関する規定、また懲戒処分等の対象にもなるということで、守秘義務等多く課せられてくると思うんですね。

そうなりますと、そもそも正規の職員、任期のない職員さんとどれだけの職責の違いがあるのかというのが今まで以上に不明瞭になってくるのかなと思うんですね。責任は増すが、さほど実入りが、お給料が増えないのであれば、何のための改正なのかなということになってしまいます。

そこで、給料表が過日、全協で示されたわけでありまして、ここを見ても職務の区分によって1級が事務職、2級が専門職ということでありまして、見る限り正規の職員さんと比べると見劣りするなという部分を、多くの同僚議員が感じているところかなと思います。

こと、保育士さんや保健師さんなど、現在臨時という立場でお勤めしていただいている町の職員さん、特にですけれども保健師さん、保育士さんを見ますと、正規の職員さんとの職責の違いが、ここで示される給料ほどの違いがあるのかというのが非常に疑問に感じているところでもありますので、正規の職員さんのおかれていた職責、それからその給料と、新たに設定されます2号会計年度任用職員の職責、並びに給料表の違いについて妥当性があるのかどうか。ややもすると、常勤と非常勤の格差が、これで法的にしっかりと整備をされて、固定されてしまう心配があるというのを危惧しているところでもありますので、町長に見解をお伺いしたいと思います。

また、行政事務給料表ということで、給料表が規則で定められてきますと、その職務の区分であったり、学歴、免許等の所持状況によって級、また号給が変わってくると思いますが、通常の一般職でありますと、1年たちますと4号給ですかね、昇給をするわけでありまして、そもそも会計年度任用職員は一会計年度についての任用ということでもありますので、基本的には継続雇用が考えられないという前提があると思います。

しかしながら、今までいただいた資料だとか、通常運用していくにあたって、当然のように継続されていく職種の人もいらっしゃるかなと思います。そうやってきたときに、翌一会計年度終わり、次の年度に新たに任用されたときに、号給が上がっていくという認識でよろしいのか

どうなのかお伺いしたいと思いますし、またこの20号給で打ち止めというのは、それが示されているということでありましたが、その妥当性についてお伺いしたいと思います。

ちょっと質問の聞き方がうまくできなくて申し訳ないんですが、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に対しまして説明させていただきます。

まず1点目で、各職において年収がどの程度アップするのかというお話でございました。現在フルで一般事務職でお勤めされている方、日給7,290円で想定いたしまして、年収183万7,080円でございます。この方が令和2年度に会計年度任用職員に移りまして、手当等合計いたしますと219万1,127円、増額が35万4,047円を試算してございます。

また、フルの保育士が現状で17万7,000円払っている方ですと、月でその額だと年額212万4,000円でございますが、令和2年度以降、手当等含めまして、246万820円、やはり33万6,820円の増額で試算しているところでございます。

それから、給料表の昇給の関係でございます。一般職が4号給上がるのところ、単年度雇用の会計年度任用職員が上がるのかというところでございますけれども、各年におきまして、格付けというのをしていくわけですけれども、前職加算ですか、そういったものを見ていって評価をして、同じように4号給上げていくというのを想定してございます。

給料表につきましては、現在25号給までが予定ということで給料表のほうつくってございますけれども、こちらに関しましては、この先、これを超えるようなことがありましたら、また郡市内でも調整を図りながら、この表を改訂していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ほかにというわけではないんですが、非常にお答えしづらい部分かもしれませんが、先ほどから申し上げましたとおり、現在お世話になっている臨時さんの中で特に自分が議員活動をしていく中で、決算審査等を行っていく中で、保育士さんや保健師さんの現在の職務、臨時さんの担っている部分、これは非常に大きな部分でありますし、本当に臨時の皆さんに支えられているなという気がいたしております。

これまでその職責の違いになっている、職責の違いがあるというお話でありましたが、今回この2号会計年度任用職員になりますと、課せられる義務が格段に重くなってくるんじゃない

のかなと思っているわけでありまして、これまで行っているその実務的な部分と新たに課せられる守秘義務であったり、服務規程の問題、それから懲戒等々を考慮をしたときに、果たしてこれだけの現在の正職員さんと2号会計年度任用職員で想定されている給料の差というのが適正であると思われるのかという部分で、これは担当ではなく、できれば町長のお考えをお聞かせ願いたいと思うわけでありまして、非常に行政需要も増しておりまして、これからますます財政的にも厳しくなっていく中で、ややもすると、この会計年度任用職員という制度、法改正によって、これまでの比較的低賃金で抑えられている臨時さんが、新たな制度化されて固定化されて、その人たちに低賃金での過重な労働が、なんというんですかね、固定化されてしまうのが心配だなと思っておりますので、これは法律に基づく制度だからと言ってしまえばそれまでもかもしれませんが、本来であります非正規の方々の処遇の改善がどこまでできるのか、これにかかっていると思うんですね。

ここに9月2日付けの日経新聞21面の記事を持ってきたんですけども、こんなに大きく取り上げられています。私が今質問したようなことが、ほぼこの中に書かれているわけですけども、本当にこれは大きな問題だと思いますので、町長の現在、どのように思われているか、お言葉をいただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の質問に対してお答え申し上げます。

地方公共団体は、いろいろな外国人雇用とか、いろいろ多様化またはサービスも高度化していく中で、個々の職員の職務能力、そういったところをはかることが必要であるかと思っております。また、業務の種類や性質に応じて、正職員のほか、臨時、非常勤の職員や任期つき職員等の多様な任用、勤務形態の職員を最適に組み合わせると、そういう最少のコストで最も効果的な行政サービスを行っていくという観点から今回の改定は行われていると思っております。

私が民間にいたときは、職能給というのがあって、その特殊な技術たとえば保健師さんとか保育士さんとかも、その国家的な認知された資格で、職能給で調整するということもあるんですが、今言ったように勤務形態もさまざまございますし、任期つき、それから臨時の職員、それから正規職員、そういったいくつかのかたちがありますので、最も効率的な行政サービスをやっていけるように、また働く方が意欲を持って働くような環境に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） すみません。1点、先ほどの説明で修正させていただきたいと思います。私のほうで給料表の昇給の関係で4号給上がるという話をさせていただいたんですが、原則4号給ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 一つだけ聞きたいんですが、期末手当等について任期の定め6カ月以上というふうにあるわけですが、私の経験からすると、たしかにパートタイムで契約するときに、あらかじめ、あなたは6カ月というふうになると思うんですよ。だけど、いろいろよく問題になっているのがその前で、たとえば1日足らないとか、そういうことで問題になっているところがよくあるんですよ。これはもう厳格化して、最初の契約したらいろんなことがあっても期末手当もちゃんと払うということなんですか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の質問に回答させていただきます。

いろいろ手当等の関係にも、しっかり説明が必要だということかと思います。任用する際には、しっかりその辺を相手にもお伝えして雇用するようなかたちをとってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） たびたび多様な働き方というお話が出てくるかと思います。今までの臨時的な採用の職員の方たちの議論をするときに私ももっともだなと思っておりました。もちろんフルタイムで働きたい人もいれば、短時間で働きたい人もいる、週の勤務日数も少ないほうがいいとか、いろんなことがあると思うんですが、こと、この48号議案、第2号会計年度任用職員についてはフルタイムでありまして、なおかつ職務規程だとか懲戒が適用してくるとなると、ほぼその、この採用を好き好んで望む人が果たしてどれだけいるのかな、という感じがするんですね。多く、2号で職につきたい人は、恐らく大多数の方が本来、正職で働きたいと思われる人じゃないのかなと思います。

ところが、一会計年度を超えて、その年度末を超えて基本的には契約をできないでしょうから、1年おきということになってくるかと思うんです。そうなってくると、再三繰り返しになりますけれども、果たして、それが、上里町が、というわけではありませんが、よく官製ワーキングプアというところに繋がりがかねないのかなという気がするんです。どれだけ職責に差が

あるのかなと考えたときに、今までのようには、一概に職責に違いがあるだとか、もっと言うならば多様な働き方、こういう働き方を望む人がいるんだよという説明がしづらくなると思うんです。まして、これから民間企業でも大変な人手不足という状況の中で、責任だけは重くなって給料がさほど上がらないという話になってくると、町が想定しているような採用もできないかもしれない。そんなことも含めて、今後これから、来年度から、法改正によって来年4月1日から実施になるわけですが、まだ採用を出すまで少し時間があると思います。

また、あわせて今現在は総務課サイドでは、よく、もちろん御理解していても、実際に現在、臨時を採用している担当課でのどこまでこういった内容が浸透しているかというのがまだ未知数の部分がありますので、そうしたいろいろな問題が含まれておりますが、とりあえずこの時点で条例改正をしていかないと、今後の日程等のことを考えたら、ここに出てきたというのがわかりますので、もう一つ条例をここで制定をされましても、いろんな問題点が想定されますので、引き続きしっかりと検討していただき、先ほど町長がおっしゃっていたとおり、職員の本当に適正な張りつけ方というのを考えていただきたいと思いますので、もう1回だけ町長、すみません、まことに申し訳ございませんがお聞かせいただければと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問にお答え申し上げます。

来年4月に向けて、役場内、庁舎内で、この取り組みについて進めていくわけですが、議員御指摘のように、いろんな多様な働き、また個人の考えもあるので、そういったところで円滑にスムーズにこの事務処理が進められるよう庁内でまとめていきたいと思っております。

また、法制度を変えるというのは、なかなかやっぱり職員自身がしっかり周知することも一つ大事だと思っていますので、そういった点で理解を得るように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第48号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について討論を行いたいと思います。

既に国のほうで法律が通っておりまして、この条例に反対の気持ちもあるんですけれども、今までのフルタイムで働いてきていただいた方たちの処遇が若干でも手当等改善していくという点を見れば、やむを得ないと思う部分もあります。

しかしながら、どうしてもやっぱり指摘しておきたいなというふうな気持ちを持って討論をさせていただきたいわけであります。先ほどの議案第47号とも関連して、この48号はフルタイムの会計年度任用職員の関係になるわけですが、先ほど来、質疑でもされていましてように、正規職員と同じ働き方ですね、時間的にも。

そういうフルタイム職について期限付きの雇用制度を導入することによって、若干の処遇改善が図られる面もある一方で、服務規程だとか、守秘義務など正規職員並みの義務や処罰などが厳しく適用されてくることになります。さらに、会計年度ごとの1年ごとの更新になりますので、更新が前提だとは思いますが、いつでも雇い止めが可能になる不安定な有期雇用であることには変わらないというふうに思います。

また、任期付き雇用を制度化することによって、非正規雇用が合法化することになり、任期の定めのない常勤職員を中心とした地方公務員法の無期限任用の原則が崩れることになるのではないかと危惧します。

地方自治体は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするべきです。また、フルタイム任期雇用が原則という国際的なルールからも逸脱してくるのではないかなということを危惧しているわけです。

ですので、この条例が通って、今現在よりは若干、処遇の改善が図られる方向になるわけがありますけれども、引き続き、限りない、なんて言うんでしょうか、改善を求めて、やむなくと言うんでしょうか、賛成したいと思います。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第48号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後３時２５分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。



◎日程第２０ 町長提出議案第４９号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（新井 實君） 日程第20、町長提出議案第49号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第49号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

令和元年度上里町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億8,158万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,519万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

２ページをごらんください。

第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款１町税は140万円の増額補正となり、環境性能割の創設に伴う軽自動車税の増額となっております。

款９地方特例交付金は2,040万円の増額補正となり、幼児教育・保育無償化による子ども・子育て支援臨時交付金の増額となっております。

款14国庫支出金は4,919万9,000円の減額補正となり、子どものための教育・保育給付費負担金の減額や、子育てのための施設等利用給付交付金の増額に伴う国庫負担金の減額。幼稚園就園奨励費補助金の減額や、子ども・子育て支援事業補助金の増額などに伴う国庫補助金の減額となっております。

款15県支出金は1,211万2,000円の増額補正となり、子どものための教育・保育給付費負担金の減額や、子育てのための施設等利用給付交付金の増額などに伴う県負担金の減額。次世代施設園芸技術導入支援事業費補助金の増額などに伴う県補助金の増額。参議院埼玉県選出議員補

欠選挙委託金の増額に伴う委託金の増額となっております。

款18繰入金は1,212万円の増額補正となり、介護保険特別会計繰入金の増額となっております。

款19繰越金は4億8,350万8,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は124万2,000円の増額補正となり、公立保育所副食費保護者負担金の増額に伴う雑入の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして4億8,158万3,000円を追加し、94億7,519万7,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

款1議会費から款9教育費までの各項目につきまして、人事異動等による給与費の補正が主な共通点となっております。

初めに、款1議会費は2万9,000円の増額補正となり、職員給与費の増額となっております。

款2総務費は4億2,298万9,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、参議院埼玉県選出議員補欠選挙事業などの増額となっております。

款3民生費は2,891万6,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、幼児教育・保育無償化に伴う負担金や補助金、公立保育所整備事業に係る施設備品購入費などの増額となっております。

款4衛生費は38万6,000円の増額補正となり、職員給与費、上水道経営健全化事業補助金、保健センター修繕料の増額となっております。

款5農林水産業費は217万円の増額補正となり、職員給与費、農業振興事業補助金の増額となっております。

款6商工費は59万1,000円の増額補正となり、指定企業施設奨励金、消費生活対策事業に係る報償金の増額となっております。

款7土木費は1,252万7,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、道路維持補修事業に係る道路補修工事費、調整池防護フェンス修繕工事費、公共下水道事業雨水処理負担金などの増額となっております。

款9教育費は1,397万5,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、子育てのための施設等利用給付事業負担金及び補助金、公民館管理事業に係る修繕料や備品購入費などの増額や幼稚園就園奨励費補助金の減額となっております。

4ページをごらんください。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして4億8,158万3,000円を追加し、94億7,519万7,000円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） わかりやすい説明であったんですけども、ちょっと子育て共生課のところでお尋ねしたいところがあります。

地方特例交付金については、今回の幼児教育の無償化に伴う、いわゆる無料になる部分の国2分の1、そして県と町が4分の1ずつの部分を、今年度分については全額国ということできている部分というふうに確認できるんですけども、国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金と、県支出金の同じ項目の部分で大きな減額がありますけれども、無償化するに当たって、国・県の負担金が確定したということなんですけれども、いわゆる今までは保護者からいただいていた、利用者からいただいていた保育料に対して、国が持つ部分が大きくなってくるわけなので、何で地方特例交付金よりも、今までの子どものための教育・保育給付費負担金の減額が増額になるのか。ここがちょっとわからないので御説明願えればというふうに思います。

あとは保護者のほうの保育料の負担金というのが、今まで保育料が、今度は減るわけじゃないですか。その部分というのは、どこにあらわれてきているのか。給食、食事、副食のみに、副食費等になっていくわけなので、保育料の保護者負担金が減額になるんじゃないかなというふうに思うんですけども。それについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、保護者負担金につきましては、今年度当初予算計上時におきまして無償化分を見込み、平成30年度と比較して3,397万1,000円程度の予算減額をさせていただいて計上してございます。

それと、地方特例交付金1,590万、国庫支出金6,229万3,000円の減、県支出金1,129万9,000円の減、こちらについての金額がちょっとバランスが悪いのではないかという御指摘かと思うんですけども、まず今回、無償化になります金額につきましては、当初全て国が持つということで、県を通じて通知が来ておりましたので、当初予算上は無償化になるであろう約5,000、影響が出る5,000万円程度を国庫支出金の負担金のところに計上してございました。

このたび、その無償化相当分は国が持つわけなんですけれども、計算上、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で負担をなささいということで、改めて通知がまいりました。

その無償化相当分を国の2分の1と県の4分の1、町の4分の1ということで計算をし直したものと、地方特例交付金の部分の1,590万円程度が町の無償化に対する必要経費ということで、これは約4分の1程度の無償化相当分になります。

県のほうで1,000万円程度減額になっております部分については、当初見込んだ無償化対象児童が、今期、7月のときに再計算、負担割合を改めて再計算をしたところ、対象児童数が既に、無償化対象児童数が当初見込みよりも少なかったため約1,000万円程度の差が生じたので、県支出金である負担金で1,000万円を減額させていただきました。

同様にその1,000万円が、当初見込んでいた国の持つ分であった5,200万円に対して、プラス1,000万円ということで約6,000万円を国の基準から引かせていただいて、負担割合に合わせた金額に、このたび変更させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 同じく子育て共生課のところで、保育所整備事業の一番下の設備備品購入費397万計上されていますけれども、先ほどの説明だと電化製品というふうに私は受け取ったんですが、恐らく来年の4月1日オープンに備えてのことだと思いますが、恐らく今現状では、基礎は打って、基礎ですかね、打ち切ったのか、ちょっとよく見えないんですけども。タイミング的にこの9月補正なのか。なぜ9月補正なのかというのは、冷蔵庫と電化製品ということなんです、平面図で、平面図ができ上がっているわけですから、そのとおり変更なければ問題はないと思うんですけども、何かの都合で若干変更が出た場合とか、何ていうんですかね、レイアウトが、配置ですね、電化製品の。そういったものがちょっと私は心配される面があるのと、この中に、計上されている中に、エアコンは、エアコンの部分も入っているの

かどうか。

その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、今回計上させていただきました施設備品購入費の中にエアコンが含まれているかということですが、エアコンにつきましては、工事費の中で既に見てございますので、こちらには計上とはなってございません。

それと、現時点において冷蔵庫と、あとキャビネット、カーテン等を計上したのは、どういうことかということかと思うんですけれども、設計上はサイズ、部屋の大きさ等、既に決まっているところではあります。当初においては、給食に必要な備品等を計上してございまして、細かい部分につきましては、また別途必要に応じて詰めていくということで、当初から設計しておりましたので、今回、細かいところの中で洗濯機とか冷蔵庫、給食室の中で一緒に一括で購入すると価格が高くなってしまふものを分割して発注するに当たり、現時点での予算計上とさせていただきます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今の説明だと、何か一括購入すると価格が上がるというふうに、私受けとめたんですけれども、逆、一般的には逆じゃないですか。まとめて買うと、普通は、変な表現かもしれないけれども、割引とかがあるのが一般的な売買契約だと、私は思うんですけれども。

だからさっき言ったように、平面図はとっくにできているわけですね。だから、変更、レイアウトのとき、いろんなそういった配置のレイアウトが変更ないんだったら、当初から予算化しても構わないと思うんですけれども、逆に、12月補正だって別に間に合うような気もするんです。というのは、そこまでいくと、かなり箱物もできてきて、現実味を帯びた、要するに実感が湧いてくるんじゃないのかなというふうに思うわけで、だから、何でこの9月補正なのかということと、普通一般的な消費者が考えるには、何でもまとめて買うほうが、やっぱり割引とか有利。購入するものに対しては、そういう考えが普通出てくるんじゃないのかなと思うんですけれども。先ほどの答弁は、ちょっと私は理解できないところがあるので、もう一度お願いします。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に改めて説明をさせていただきます。

当初、備品購入費として計上させていただきましたものは、保育室に係る備品と玩具、給食用の食器、調理器具ということで、分類ごとに当初予算に計上させていただきました。

今回、計上させていただきましたものは、その中に含まれないその他の部類になっておりまして、カーテン等につきましては、当初予算計上するに当たりまして、細かく部屋のサイズに合わせたものと、こういった品物として適切なものを配置するのかということに、まだ決めるのには、当初計上には間に合わなかった部分もございまして、選定までに時間がかかったわけで、9月、今回上げさせていただき、12月に上げるということになりますと、そこから入札等の準備に入って、2月の完成に全てが整うというには、ちょっと時間が短いということで、9月を選ばせていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第50号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第21、町長提出議案第50号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第50号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,944万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、初めに、歳入ですが、款4県支出金は11万8,000円の増額補正となり、内容は歳出の保険給付費の増額による県補助金の増額となっております。

款6繰入金は134万5,000円の増額補正となり、主な内容は、歳出の総務費の増額により、一般会計からの繰り入れでございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして、146万3,000円を追加し、28億5,944万3,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款1総務費は134万5,000円の増額補正となり、4月の人事異動に伴う職員の給料及び職員手当等の増額となっております。

款2保険給付費は11万8,000円の増額補正で、退職者医療制度に該当する方の療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして146万3,000円を追加し、28億5,944万3,000円とするものでございます。

以上、上里町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 町長提出議案第５１号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（新井 實君） 日程第22、町長提出議案第51号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第51号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,773万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は188万5,000円、款3支払基金交付金は150万4,000円、款4県支出金は92万4,000円の増額補正となり、地域密着型介護予防サービス給付費や地域支援事業費の増額に伴うものとなっております。

款5繰入金は95万6,000円の増額補正となり、総務費及び地域支援事業費における職員給与費等の増額に伴うものでございます。

款6繰越金は4,472万2,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計につきましては、現計予算に対しまして4,999万1,000円を追加し、18億7,773万7,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

初めに、款1総務費は98万2,000円の増額補正となり、介護保険業務に係る職員給与費と介

護保険システム改修委託料の増額となっております。

款 2 保険給付費は、554万3,000円の増額補正となり、要支援の方の地域密着型介護予防サービス給付費の増額となっております。

款 4 地域支援事業費は120万8,000円の増額補正となり、地域包括支援センター及び介護予防業務に係る職員給与費の増額となっております。

款 5 諸支出金は4,225万8,000円の増額補正となり、前年度の介護給付費等に係る負担金などの精算に伴い、国・県等へ返還分が確定したことにより、償還金や繰出金を増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして4,999万1,000円を追加し、18億7,773万7,000円とするものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第52号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第23、町長提出議案第52号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第52号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,105万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款5諸収入は36万3,000円の増額補正となり、歳出の諸支出金の増額による埼玉県後期高齢者医療広域連合からの返還金となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして36万3,000円を追加し、2億9,105万6,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款3諸支出金は36万3,000円の増額補正となり、過年度の保険料の更正決定に伴い、保険料の還付に不足が生じる見込みとなったため、償還金を増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして36万3,000円を追加し、2億9,105万6,000円とするものでございます。

以上、上里町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

ての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 町長提出議案第５３号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（新井 實君） 日程第24、町長提出議案第53号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第53号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

補正予算書の最初のページをごらんください。

第１条、令和元年度上里町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

第２条、令和元年度上里町水道事業会計予算、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、人事異動により給与費等に変動が生じたことによる補正、また、水道事業所有の車両が故障したことに伴う車両購入に係る諸費用の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第１款事業収益を既決予定額に対しまして１万円増額し、５億4,994万1,000円とするもので、第２項営業外収益を増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第１款事業費を既決予定額に対しまして75万4,000円減額し、５億2,517万4,000円とするもので、第１項営業費用を減額する補正でございます。

第３条、予算第４条、本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億4,725万9,000円を２億4,835万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額697万5,000円を707万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金１億5,463万2,000円を１億5,467万8,000円に、繰越利益剰余金を8,565万2,000円を8,659万7,000円に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

2 ページをごらんください。

今回の資本的支出の補正につきましては、固定資産購入費のうち、車両を購入するための費用の補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第 1 款資本的支出を既決予定額に対しまして109万1,000円増額し、3 億9,582万4,000円とするもので、第 1 項建設改良費を増額する補正でございます。

第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費の既決予定額に対しまして99万円減額し、5,365万5,000円といたします。

第 5 条、予算第 9 条本文中繰越利益剰余金のうち8,565万2,000円とあるのを、8,659万7,000 円に改め、利益剰余金の処分額を、次のとおり補正するものでございます。

減債積立金の既決予定額に対しまして94万5,000円増額し、8,659万7,000円といたします。

以上、水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第 1 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 町長提出議案第 5 4 号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（新井 實君） 日程第25、町長提出議案第54号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第54号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条、令和元年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度上里町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、下水道事業の職員が今年度1名増員になったことによる給与費等の増額補正、また、その財源になります他会計負担金の増額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款事業収益を既決予定額に対しまして370万6,000円増額し、2億5,454万1,000円とするもので、第1項営業収益を増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款事業費を既決予定額に対しまして370万6,000円増額し、2億5,364万7,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費の既決予定額に対しまして370万6,000円を増額し、2,711万8,000円といたします。

以上、下水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 3 8 分散会